

第 5 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成24年9月28日

平成24年10月1日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 1 日 目

(9 月 28 日)

第 5 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成24年9月28日(金曜日)

午前10時0分開議

午後0時12分散会

本日の会議に付した事件

議案第2号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第3号 平成24年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第41号 財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第42号 財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第43号 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第48号 熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

②いじめの問題について

③高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(仮称)について

出席委員(7人)

委員長 溝口幸治
副委員長 山口ゆたか
委員 山本秀久
委員 小杉直
委員 大西一史
委員 城下広作
委員 橋口海平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎龍一

教育理事 松葉成正

教育総務局長 松永正男

教育指導局長 瀬口春一

教育政策課長 田中信行

学校人事課長 柳田誠喜

社会教育課長 石川仙太郎

文化課長 小田信也

首席審議員兼施設課長 後藤泰之

高校教育課長 上川幸俊

政策監兼

高校整備推進室長 山本國雄

義務教育課長 緒方明治

特別支援教育課長 高橋次郎

人権同和教育課長 池田一也

体育保健課長 城長眞治

警察本部

本部長 西郷正実

警務部長 黒岩操

生活安全部長 岡正憲

刑事部長 堀 江 伸
交通部長 浦 田 潔
警備部長 高 橋 功 作
首席監察官 木 庭 強
参事官兼警務課長 吹 原 直 也
参事官兼会計課長 赤 星 裕
理事官兼総務課長 甲 斐 利 美
参事官兼
生活安全企画課長 浦 次 省 三
参事官兼刑事企画課長 牧 野 一 矢
参事官兼交通企画課長 飯 田 繁
理事官兼交通規制課長 奥 田 隆 久
参事官兼警備第一課長 佐 藤 正 泉
組織犯罪対策課長 木 村 浩 憲

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博
政務調査課主幹 桑 原 博 史

午前10時0分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから、第5回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、議案等のうち、報告第48号熊本県教育委員会の点検及び評価報告書は、教育委員会の1年間の活動状況を自己点検、評価したもので、議会の議決を経て策定されたくまもと「夢への架け橋」教育プランに沿って整理されております。委員会としては丁寧な審査が必要であると思います。

そこで、報告第48号については日を改め、来週の10月1日月曜日に集中審査を行いたいと思いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

それではまず、教育委員会、警察本部の順

に説明を求め、質疑については、それぞれの説明の後に受けたいと思います。

なお、執行部の皆さんは、説明等を行われる際は着席のままで行ってください。

それでは、田崎教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○田崎教育長 おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、一般質問でも答弁いたしましたけれども、いじめ問題につきましては、市町村教育委員会や学校等と連携しながら、その解決に向けて、精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様には、今後とも御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に後議分として提案申し上げます教育委員会関係議案の概要につきまして御説明いたします。

まず、第3号議案平成24年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算でございます。29万2千7,000円の増額補正をお願いしております。

次に、第30号議案専決処分の報告及び承認についてでございます。

熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

次に、報告第3号で職員の交通事故に伴う専決処分、報告第41号で財団法人熊本県スポーツ振興事業団及び報告第42号で財団法人熊本県武道振興会、それぞれの経営状況を説明する書類並びに報告第48号で熊本県教育委員会の点検及び評価報告書を提出いたしております。

また、その他報告事項といたしまして、いじめ問題のほか1件の報告を予定しております。

以上が議案等の概要でございます。

詳細につきましては、この後担当課長から説明をさせていただきますので、御審議のほ

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、教育委員会所管の平成24年度9月補正予算の総括説明を申し上げます。

お手元の説明資料平成24年度9月補正予算等の1ページをお願いいたします。

教育委員会で補正を計上した事業につきましては、この1ページの下から2つ目の合計の上にありますけれども、熊本県育英資金等貸与特別会計高校教育課の分でございます。これに係ります国庫支出金返納金事業でございまして、補正額は292万7,000円を計上しております。教育委員会全体で、今回この1本の補正をお願いしております。

詳細につきましては、高校教育課から説明いたします。

以上でございます。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、9月補正予算について御説明を申し上げます。

説明資料の2ページをごらんください。

熊本県育英資金等貸与特別会計の育英資金等貸付金についてでございますが、説明欄にございます国庫支出金返納金として292万7,000円を計上いたしております。

これは、平成14年度から16年度まで高等学校奨学事業費補助を受けて貸与いたしました奨学金について、奨学金の貸与を受けた者から返還があった場合には、返還金のうちその2分の1を国へ返納することとなっているものでございます。

平成23年度においては、貸与者からの返還実績額が当初の見込み額を上回りましたために、今回の補正により増額をお願いしているところでございます。よろしく御審議をお願いします。

引き続き、条例等議案について御説明を申し上げます。

資料3ページをお願いいたします。

第30号議案として、専決処分の報告及び承認について提案をいたしております。

これは、熊本県育英資金の返還金に関して行いました知事の専決処分に関するもので、4ページに記載しております債務者に対する訴えの提起に係ります専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っておりますが、先般県が行いました支払い督促に対し債務者から異議が出されました。

異議が出された債務者については、資料3ページの2にございます専決処分の理由にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

このため、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしましたので、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、資料5ページをお願いいたします。

報告第3号として、専決処分の報告をいたします。

これは、八代農業高等学校泉分校公用車の事故についてでございますが、八代農業高等学校泉分校敷地内において、同校職員が公用車を車庫へ移動させようとした際に、駐車中の保護者所有の軽自動車に接触し、車の一部を破損したものでございます。

6ページに記載しておりますとおり、相手方との和解について専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。なお、賠償金につきましては、任意保険で対応

しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いをいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございま
す。

資料の7ページをお願いいたします。

報告第41号の財団法人熊本県スポーツ振興
事業団の経営状況を説明する書類の提出につ
いてでございます。

お手元の別冊資料をごらんください。財団
法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を
説明する書類で御説明をいたします。

平成23年度決算及び平成24年度事業につ
いてでございます。

1ページから16ページまでは、一般会計で
自主事業として実施しました23年度の実績で
ございます。

主なものとして、1ページの県全域のスポ
ーツの振興に係る事業、5ページの県民の健
康体力づくり支援に係る事業、9ページのス
ポーツ施設の活用などでございます。

続きまして、17ページから27ページまで
は、特別会計事業であります県立体育施設の
指定管理に係る運営状況を掲載しておりま
す。

17ページをごらんください。

県民総合運動公園ほか3施設の平成23年度
の利用実績でございます。

上段の表にありますように、全体の利用者
総数は約118万人余り、下段の表にあります
ように、利用料金収入が2億2,264万1,000円
余りで、利用者総数が前年度より約13.4%の
増、利用料金収入が約24.7%の増となりまし
た。

これは主に大規模コンサートやねんりんピ
ックの開催がされたこと、22年度に実施され
た運動公園陸上競技場やパークドームなどの
大規模改修が23年度は実施されず、供用日が
前年度より大幅に増加したことなどによるも

のでございます。

28ページから41ページにかけましては、平
成23年度の決算関係の財務諸表を掲載してお
ります。また、24年度の事業計画を42ページ
から46ページにかけて掲載をしております。

事業団は、美津濃株式会社とグループを構
成しており、同社と連携しながら、より質の
高いサービスの提供と効果的な体育施設の管
理を図り、県全域のスポーツ振興に寄与して
いくものとなっております。

最後に、平成24年度収支予算書を47ページ
から50ページに掲載しております。

続きまして、もとの資料9ページをお願い
します。

報告第42号の財団法人熊本県武道振興会の
経営状況を説明する書類の提出についてで
ございます。

お手元の別冊資料で御説明いたします。

1ページから3ページまでは、武道振興会
で実施した武道普及奨励に必要な事業や青少
年育成指導に必要な事業など、23年度の実績
でございます。

3ページの4、施設管理運営に関する事
業、下方の(4)、(5)にありますように、23年
度は、使用料が484万5,000円余り、前年度比
11万1,190円の減、利用者総数が約7万名
で、前年度比5,024名の減となっております。

これは、昨年3月11日に発生しました東日
本大震災の影響で警察や自衛隊関係者の利用
が減るなど、全体的に利用者数が減少したこ
と等によるものでございます。

4ページから18ページにかけましては、平
成23年度決算関係の財務諸表を掲載してお
ります。

また、平成24年度の事業計画は19ページか
ら20ページにかけて掲載をしております。

内容は、なぎなた指導者講習会や熊本武道
祭など武道普及奨励に必要な事業、少年武道
教室や暑中稽古、寒稽古など青少年育成指導

に必要な事業などとなっております。

最後に、平成24年度収支予算書を21ページから25ページに掲載しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で付託議案等に関する教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず、議案について、ここで質疑を受けたいと思いますが、その議案の質疑が終わった後に、教育長もいじめのことについてはお触れになりましたので、いじめの問題もここで質疑を受けたいというふうに思います。

それでは、どなたか質疑ございませんか。

○大西一史委員 報告の第41号の熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出ということで、今御説明をいただきました。

おおむね、いろいろ運営状況、それから財務状況を見ても、非常に良好にやられているなという感じはします。利用者の状況が13.4%増とか、それから利用料金収入も24.7%増ということで、やっぱり民間の感覚が入ると非常によくあるのかなというふうには見ました。

あと、利用機会の拡大という意味でも、その営業日の拡大とか営業時間の拡大というので随分努力されているなという感じはするんですが、一方で、これ美津濃株式会社とスポーツ振興事業団がやる事業がありますよね、単独というか、主催事業というか。そういうスポーツ教室だとか何だとかで、これ場所を使いますよね。例えば、体育館だとか、そのスポーツ施設。そうすると、一般の方の利用というのが制限される面が出てくるんじゃないかというような指摘が一部あるんですが、その辺については、どう配慮されているというふうに認識しておられるのか、ちょっと体

育保健課に聞きたいです。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

この実施事業につきましては、極力一般の方に迷惑がかからないようにということで指示をしておりますし、事業団もそのことについては十分配慮しながら実施しているというふうに報告を受けております。

○大西一史委員 いろいろ事業をどんどんやっていただくということはいいいんですが、一方で、やっぱりそういうクレームというんですかね、声が出ないような配慮は、やっぱり公共施設ですから、あくまでも指定管理をしてもらっているだけの話で、あくまでも行政の施設なわけですから、それは全部を委託して丸投げしているというわけではないので、その点についての配慮というか、は必要だと思いましたので、その点は指摘をさせていただきたく思います。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 武道振興会の報告事項に関連してお尋ねですが、もういつも言われることですけれども、武道館が老朽化、それから狭い、駐車場が足りないということで、この再建が大きな課題ですたいな。

県議会の中にも、武道・スポーツ振興議員連盟というのがつくってありまして、その中の方針の大きな一つが武道館の再建ですが、耳にしたところによりますと、教育委員会が他県の武道館の視察に行かれたと聞いておりますが、視察の結果はどうでしたかな。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

これまで数回視察に行っておりますけれど

も、ことしも10月に再度九州管内で視察をする予定でございましたけれども、災害等でこれは延期になっておまして、ことしの10月に再度計画をいたしまして、視察をする予定でございます。

最近は、新たに出たところが少ないんですけども、再度現状に合わせた形で熊本県として参考になるところを視察してまいりたいというふうに思っております。

○小杉直委員 なら、まだ視察をしてないということですが、例えば宮崎の立派な武道館とか、幾つかありますので、ぜひひとつ視察をして、再建についてのしっかりした参考になるようお願いしときますね。

以上です。

○山口ゆたか副委員長 本議会において、藤崎台県営野球場の質問がなされたところでありまして、その内容を聞いておりますと、例えば建設のコストが高いとか、そういった答弁であったと記憶しておりますが、今この球場を使われていらっしゃる皆さん、いろんな、RKKの皆さんとか、九州の野球連盟の皆さんとか、さまざまな団体が使われておると思いますが、野球関係者とか、この施設を利用する皆さんのニーズというのは、この報告書等では、数字的には13.6%の伸びで利用が上がっているんだなということも評価できるんですが、実際利用者の声、ニーズというのは、我々はどこにあるのかなというふうに感じるところであります。そういった認識を、そういった内容があれば、ちょっと教えていただければと思いますけれども。

○城長体育保健課長 まず、利用者の団体、特に高野連等、多く使うわけですけども、そちらのほうから、今管理しておりますスポーツ振興事業団のほうを通しての意見は幾つか入っておりますが、その集約については、

まだ細かいところまでは把握しておりませんので、今後、その点につきましては、積極的に意見を集約して、県のほうでもそのことについて検討を加えたいというふうに思っております。

○山口ゆたか副委員長 そういった視点も勘案しながら、今後県営野球場のあり方について検討すべきだと思いますので、そういった視点も加えていただいて、情報の収集なり、皆さんの思いがどこにあるのか、ちょっと見定めていただければというふうに思っております。

以上です。

○城下広作委員 関連して。

一部の方に話したことがあるんですけども、藤崎台球場の部分で、ちょうど新幹線が開業して、新幹線の目線は、藤崎台球場のちょうど、ある意味ではバックネットといいますか、球場の高さになっているんですね。これは何球場だろうかと、新幹線が減速して県外の方もよく注目されるんですね。あそこに県営藤崎台球場とネーミングをがちっとするというのも一つの商業じゃないかと思って、何かちょっと寂しいものを感じるものですから、移転する移転しないは論議の部分でまだわかりせんけれども、私は、今の段階で、県営藤崎台球場というネーミングを、バックネットにこちら側のフェンス側に広告みたいな形でちっと出せるような形でPRするというのも大事なことじゃないかなと思いますけれども、そういうことは考えたことはないんですか。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

現在、いろんな、藤崎台野球場につきましては、補修等で多額の費用をお願いしております。現段階では今計画はございません。

が、今後、そういう形での施設のPRといえますか、そういうものも検討させていただければというふうに思っております。

○溝口幸治委員長 済みません、ちょっと私からもいいですか。

藤崎台県営野球場を大きいところに移して駐車場が広いところに移す、それも一つの考え方だろうと思います。ただ、藤崎台球場に愛着を感じている方々もたくさんいるんじゃないかなと、元高校球児としては思うところですが、そっちの声は余り今出てきませんけれども、どんな感じなんですか、皆さん方に寄せられている声は。お金があつたら移すというのは、お金の面だけが何か議会で議論されていますけれども、何かあそこを守ってきた人たちだとか使ってきた人たちというのは複雑なんじゃないかなと私なりに考えるんですが、どんな声が寄せられていますか。どんどんどんどんどっかに移転せろという声が圧倒的に強いのか、その辺もちょっとお聞かせください。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

先ほど山口副委員長の方からもお話がございましたけれども、利用者団体のほうから新しい球場をということを直接お聞きしたことは、現在ございません。いろんなところでそういうところがありますけれども、直接使用団体のほうから、移転の問題とか——改修の問題はいろいろ要望はございますが、移転そのものについては、最近は余り聞いてないように思っております。

○溝口幸治委員長 はい、わかりました。参考にさせていただきます。

ほかにございませんか。

それでは、続いて警察本部から説明をお願いします。

○西郷警察本部長 常任委員会の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって心から御礼を申し上げたいと思います。

議案の説明に先立ちまして、県警察が重点的に取り組んでおります「安全・安心くまもと」実現計画2012に沿って、8月末現在における推進状況について御説明をさせていただきます。

まず、犯罪の認知と検挙に関しましては、刑法犯認知件数が、オートバイ盗、車上狙いなどの一部の犯罪は増加しておりますけれども、全体では8,840件と、前年同期比でマイナス523件、5.6%減少しております。

一方、刑法犯の検挙件数は3,549件と、マイナス7.3%減少しておりますが、検挙率のほうは40.1%と、ほぼ前年並みに推移しております。特に、殺人や強盗といった重要犯罪の検挙率は87.1%と、全国平均よりも20ポイント以上高い状態であります。

また、最近では、熊本市西区におきます約1億6,000万円被害の多額窃盗事件、上益城郡山都町におきます殺人・死体遺棄事件、あるいは熊本市中央区におきます元親族に対する殺人・同未遂事件など、全国的に耳目を集める事件が発生をしておりますが、いずれも検挙、解決に至っております。

このような状況を踏まえまして、的確な初動捜査による被疑者の早期検挙はもちろんのこと、パトロールなどの街頭活動の強化、各種防犯ボランティア団体の活動の支援や防犯カメラの設置推進などの対策を進めているところであります。

交通事故に関しましては、昨日現在で死者数が53人と、前年同期比でプラス2人と増加をしておりますが、負傷者につきましては、前年同期比でマイナス678人と減少をしております。

高齢者で亡くなった方が全死者の約7割を占めるという現状を踏まえまして、街頭における交通安全指導の強化を図りますとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育や死亡事故を分析しての抑止対策などを積極的に推進しております。

また、飲酒運転の撲滅のために、飲食店などに対します広報啓発活動を行うとともに、違反実態に即した取り締まりを集中的に行っております。

県警察では、今後とも、県民の期待と信頼に応えることができるよう、総力を挙げて、安全、安心な熊本を実現していく考えでありますので、委員の皆様方には、何とぞ御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

今回提案をしておりますのは、議案3件、報告2件の計5件であります。

議案としましては、第2号議案として、違法駐車対策業務に係ります債務負担行為として8,826万円を設定するもの、第12号議案としまして、東日本大震災の発生に伴う災害警備活動に従事した職員に対する特殊勤務手当について、支給対象となる区域及び手当額の一部改正を行う条例を制定するもの、第13号議案としまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴い、関係規定の整備をする条例を制定するものの3件であります。

また、報告としましては、報告第4号として、専決した5件の交通事故の和解、報告第43号としまして、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの平成23年度決算及び平成24年度事業計画の2件であります。

詳細につきましては、担当者から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

また、報告事項としまして、来年2月議会上程に向けて作業を進めております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号

機等に関する基準を定めるための条例案につきましても、後ほど担当者から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○赤星会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の説明資料に基づきまして御説明いたします。

なお、補足資料A4判縦長も配付しておりますので、あわせてごらんいただくようお願いいたします。

説明資料1ページをお願いします。

第2号議案第2表の債務負担行為補正についてでございます。

事項欄にありますとおり、違法駐車対策業務として、平成25年度から平成26年度にかけまして8,826万円の設定をお願いしております。

これは、道路交通法の規定に基づき、放置駐車車両の確認及び標章の取り付けに関する事務について、2カ年にわたり民間の法人に業務を委託するものでございますが、今年度入札等に要する期間を確保するために債務負担行為を設定するものでございます。

この事業は、平成18年6月から開始しておりますが、本事業により放置車両が減少しており、効率的かつ効果的な駐車対策を推進しているところでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○吹原警務課長 警務課長です。

それでは、第12号議案東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容につきましては、説明資料の3ページから10ページにございます。なお、委員の皆様方には、卓上のほうにて改正の要点等について図示したのもも2枚物でお示ししております。

東日本大震災の発生に伴います災害警備活動に従事した職員に対する特殊勤務手当につきましては、昨年の12月、国の人事院規則に準じまして、特殊勤務手当の特例条例を制定し、御審議の後、制定していただいたところでございます。

その後、本年4月に、政府による福島第一原子力発電所の事故に係る警戒区域等の見直し、2種類から5種類に変更がなされました。これに伴いまして、本年5月、人事院規則が一部改正されたことによりまして、本県の特例条例につきましても、支給対象区域及び手当額の一部改正を行うものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課からでございます。

まず、議案第13号熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

警察本部の説明資料11ページをお願いいたします。

これは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴いまして、熊本県暴力団排除条例の関係条文を改正法に合わせる必要が生じたことから、これら関係規定の整理を行うための改正でございます。

資料を1枚めくっていただきますと、13ページに新旧対照表がありますけれども、このとおり暴力団排除条例第3条に暴対法の暴力追放運動推進センターの規定条文が引用されております。

暴対法の改正によりまして、この規定が法第32条の2第1項から法第32条の3第1項に条ずれしたことにより条例を改めるものでございます。なお、センターの規定の内容には何ら変更はございません。

次に、報告第43号公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する

書類の提出について説明いたします。

説明資料の17ページをお願いいたします。

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターは、暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に、熊本県各市町村、民間団体等の出資によりまして、平成3年に財団法人熊本県暴力追放協議会として設立されたもので、平成23年2月1日に公益財団法人に移行し、各種の事業を行っております。

それでは、平成23年度収支決算及び平成24年度事業計画について御説明いたします。

お手元の公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類、これの11ページをお願いいたします。

これからの説明は決算額によりまして行わせていただきます。

まず、23年度の収支決算についてであります。

収入は、このページの上から15行目、事業活動収入計の決算額であります3,415万5,123円と、次の12ページ投資活動収支の部の投資活動収入計の決算額であります1億円でありまして、収入合計は1億3,415万5,123円となります。

次に、支出ですけれども、支出額は11ページから12ページまでに記載しておりますとおりでありまして、12ページの事業活動支出計の決算額であります3,432万2,393円と、その下にあります投資活動収支の部の2の投資活動支出計の決算額であります1億27万9,832円でありまして、支出合計は1億3,460万2,225円となります。

この結果、当期の収支差額は、そのページの表の下から3段目に記載がありますけれども、44万7,102円のマイナスとなります。これに表下から2段目記載の前期繰越収支差額399万7,563円を加えました355万461円が、平成24年度への繰り越しとなります。

次に、24ページをお開きください。

平成24年度の事業計画についてでございます。

前年に引き続きまして、暴力団を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団員等による不当な行為からの被害防止、この2つを基本としまして、具体的事業としては、24ページから27ページに記載しておりますとおり、犯罪被害者救済事業、犯罪被害防止事業等を行ってまいります。

続きまして、平成24年度の第1次補正後の収支予算についてでございます。

資料の28ページをお願いいたします。

まず、収入予算につきましては、事業活動収支の部、その1、事業活動収入計にあります補正後予算額の3,452万2,000円、それと、29ページの投資活動収支の部、その1の投資活動収入計の補正後予算額4億1,110万円でありまして、収入合計は4億4,562万2,000円となります。この投資活動収入につきましては、投資していた有価証券が償還されたものであります。

次に、支出予算につきましては、昨年度とほぼ同様の規模で事業を行うことにしておりますので、28ページから29ページまでに記載のとおりでございます。29ページの事業活動支出計の補正後予算額3,846万1,000円と、その下の投資活動収支の部、2の投資活動支出計の補正後予算額であります4億1,038万5,000円となり、これらに下から4行目の予備費支出32万6,461円を加えた4億4,917万2,461円を支出予算として計上しております。投資活動支出につきましては、有価証券を取得するものであります。

この結果、当期収支差額は、下から3行目のマイナス355万461円となりますが、前期繰越収支差額355万461円を計上することで補填する予算となっております。

暴力追放推進運動センターでは、昨今の厳しい暴力団情勢等を踏まえまして、より一層効果的かつ適正な事業の推進を図ることとし

ております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○木庭首席監察官 それでは、報告第4号専決処分について御報告いたします。

資料は、14ページから16ページでございます。

この専決処分の報告は、県警の公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの、計5件についてでございます。

それぞれの事故の概要は、14ページに記載のとおり、凍結した道路を走行中にスリップして駐車車両に衝突した事故とか、あるいは、左折する際に左後方の安全確認不十分のため、左後方から来た原付自転車と衝突した事故などであり、いずれも物損事故でありまして、全て県警加入の任意保険で対応しております。

県警では、公用車の交通事故を一件でも減少させるため、本年3月に策定しました公用車交通事故防止総合プラン2012に基づきまして、若手警察官に対する実践的な運転訓練や交通事故当事者を招致しての個別指導など、事故実態に基づいたさまざまな対策を推進しているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で付託議案等に関する警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○小杉直委員 まず、吹原参事官にお尋ねですが、この東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の関係ですね。

前議会だったか、前々議会だったか、暴力団対象者を保護するための特殊勤務手当が840円ぐらいだったのですかね。これは1時間に8

40円ぐらいだろうと思ったところが、1日840円というふうなことを聞いて、えらい安いなと心配というか気になったわけですが、今回は、東日本の作業手当を見えますと1,000円台それから万円台となっておりますが、この5番の敷地内での作業、免震重要棟外とか棟内とか、こうありますが、こういうことにも県警が行く可能性はありますか。

○吹原警務課長 現時点において、9月13日に、福島県公安委員会から、本県の公安委員会に対して、派遣要請は受理しております。その中身については、警備上の問題からお話はできませんけれども、現実的に、その警戒区域の中で今後活動するということは、可能性は否定できないものかなというふうに考えております。

○小杉直委員 それは職務上やむを得ないし、ぜひ頑張ってもらわんといかぬわけですが、当然、安全対策というものは、していくわけでしょうな、安全対策は。

○吹原警務課長 当然のことながら、今回の見直しをやりまして、放射能のレベルによりまして、今回2種類から5種類の区域分けがなされたということで、ただ、非常に放射能レベルがまだまだ高いところでありまして、金額でお示したように非常に危険性が高いものでありますので、防護服等、完全に心身に影響が及ぼさない形の中で、重装備をして従事させるということにしております。

以上です。

○小杉直委員 前も言いましたように、ひとつ防護服等とか安全対策を十分措置して活動されるように、引き続きお願いしときますね。

次に、刑事部長にお尋ねしますが、本部長報告の中で、重要犯罪の検挙率は87.1%と、

全国平均よりも20ポイント以上高い状態です。この20ポイント以上高いというのは、これは非常にすばらしい成果というふうに高く評価できるわけですが、その中の一部が下のほうに、下段に書いてありますね。

凶悪事件が発生しても早期に解決されておるということで、県警の頑張りに感心をするわけですが、きのうのテレビでは、死刑執行の関係者の中に以前熊本県で殺人事件を起こした人が死刑執行になったというふうに法務大臣から発表があっておりましたが、聞きたいのは、九州で負担人口が第1位、全国でも11位だったり12位だったりするような警察官の数が少ない中で、このような凶悪事件の捜査、そして即検挙、そして20ポイント以上高い、そういう検挙率の理由といえますか、それはどういうところにありますか。

○堀江刑事部長 刑事部長でございます。

全国と比べてどこが違うかというところでございますけれども、実は、先日も全国の捜査担当課長会議がございまして、その席上で、最近の中国人による犯罪の検挙であるとか、窃盗事件が主でございましたけれども、それに対しまして長官賞もいただいたところでございます。

そういったのも踏まえて考えますと、やはり今凶悪事件が発生した際に大量動員と、特に市内近辺であれば捜査員を大量に動員しまして、管轄のいかんを問わず大量に動員するという、それからあと、いろいろ捜査の支援のシステム、これは捜査の関係で余り詳細は申し上げられませんが、いろいろなシステムをたくさん入れていただいております。そういった機械類、そういったもの、それからあと、防犯カメラにつきましても、そういったものを迅速に収集して分析するか、そういったところ、あと、従来からの聞き込みであるとか、取り調べであるとか、こういったものにつきましても、非常に高いス

キルを持っているんじゃないかなど。そういったものが総合的にうまく結びついて、最近の成果につながっているんじゃないかというふうに感じております。

○小杉直委員 今お話を聞きましたが、去年も、非常に凶悪事件に対しては即検挙というようなことだったんですね。ですから、どうぞひとつ、今後とも御苦労の多かでしょうけれども、今おっしゃった方針に基づいてしっかり頑張ってくださいますようによろしくお願ひします。

それから、3点目。

木村課長、おたくは第一線の暴力団の取り締まり第一人者でありながら、こういう暴追センターの経営状況も説明されるということで、なかなか大変だなと思えますけれども、数字をたくさん説明受けましたが、何を聞きたいかという、この暴追センターに対する収入といいますか、その中で、県の補助金の毎年度の額については、どうですか。ふえているか、横ばいか、下がっているか、そういう状況はどうなっていますかね。

○木村組織犯罪対策課長 長期的に申しますと、漸減しているというのが正直なところでございます。ここ数年につきましては、1,341万円ということでいただいております、それには変わりはないという状況でございます。

○小杉直委員 今おっしゃった1,341万というのは、何年間ぐらいが大体、その微増か微減かわかりませんが、その程度ですか。

○木村組織犯罪対策課長 去年は変わっておりません。その前につきましては、済みません、ちょっと資料を見ておりませんので、額はちょっとはつきり申せません。

○小杉直委員 それでは、下がらないように頑張ってくださいととともに、議会にもそういう理解、協力を求めるようにしていただきたいと要望とします。

引き続き、木村課長にお尋ねですが、もう福岡県では、あのように暴力団の関係でない一般人に対しての傷害事件とか殺人未遂事件とか、本当に信じられないようなことが多発しておりますが、これも報道等で見ますと、工藤会を初め、暴力団関係者の犯行だというふうに思われるわけですが、もう一つのテロ行為的なことでなかろうかなと思うですたいね。

アメリカの9.11のああいうテロを含めて、中東等でいろんな内紛状態とか戦争があっておりますが、見ておりますと、兵隊とか軍隊とか関係ない一般市民、場合によっては先般のようにジャーナリストにも銃口を向けて殺傷する、いわゆるテロ集団のあり方がこういうふうに一般民間人に向けてというふうに聞いておりますが、まさしく今福岡がそういう似た状態じゃなかろうかなというふうに素人的に判断するわけですが、熊本でも、そういうようなことがないような体制と申しますか、方針と申しますか、そういうことはどういふふうにとっておられますかね。

○木村組織犯罪対策課長 福岡県の事案につきましては、先生御指摘のとおりでございます、これが熊本県で発生をしたら大変なことになるということで、所轄署と連携をいたしまして、繁華街に対するパトロール、それから暴排ローラーあたりを実施しまして、そういった犯罪の前兆の把握と、それからいろんなカメラ等の装備も充実させていただこうということで、そういったことで未然に防止をするというようなことで対策をいろいろ考えておるところでございます。

○小杉直委員 聞くところによりますと、福

岡の暴力団と関係する暴力団も熊本県内には若干おるように聞いておりますので、福岡のような状態が発生しないように、未然の対策にしっかり引き続き力を入れていただきますように要望しときます。

以上です。

○城下広作委員 先ほどの小杉先生の関連で、検挙率が高いということで、ちょっと1つ欠けていたのが、県民の情報提供というのは、それは寄与していないんですかね。それが高いのか、低いのか。県民の情報提供で検挙に結びつくという、そういうのはちょっとどうなんでしょう、その辺の評価というのは。

○堀江刑事部長 統計的なものはちょっととっておりませんが、非常に聞き込み等で重要な聞き込みをいただきまして、それが検挙に結びついたという事例も多々あります。

1つは、コンビニ強盗事件がございましたけれども、その付近一帯を聞き込みしましたところ、非常にいい情報をいただきまして、それが結びついたというのもございますので、非常に県民の皆さん方の情報も大きく捜査に寄与しているというふう感じております。

○城下広作委員 それで、最近県民が犯罪にかかわらないということで、余りそういうことをしゃべらないとか、情報を求めても逆に従来に比べてほとんどそういうのが上がってこない、こういう状況はどのように感じているんですか。協力ということも含めて、今は。

○堀江刑事部長 確かに、今地域警察官なんか巡回連絡をしますと、なかなか協力してもらえないところも多々あるというようなこ

とで、警察としても、統計的なものはちょっとありませんけれども、以前に比べますと、やはりそういった情報とか協力をしていただけない部分も若干あるんじゃないかなというふうには感じております。

○小杉直委員 関連して。

岡部長にお尋ねですが、民間ボランティア、防犯ボランティアの活動状況はどうですか。

○岡生活安全部長 民間ボランティアにつきましては、10年前と比べますと、非常に団体も、数も多くなってきておりまして、自主的な防犯活動ということで積極的な活動が推進されているところでございます。

○小杉直委員 わかりました。

○大西一史委員 第2号議案の違法駐車対策業務の債務負担行為の設定についてちょっとお尋ねなんですが、今御説明がありましたけれども、これは、改正道交法の施行によって、こういう形で駐車監視員であるとかなんだとかということで委託をしてということでもありますけれども、この放置車両が減少したということですが、どのくらい減少しているのかというのはわかりますか。ちょっとそれを教えていただきたいのが1点。

それと、2点目は、私、最近この監視員の人たちを余り見かけないような気がするんですけども、数的にどういう状況なのか。

その辺の状況と、それとあと、一時期、これが監視員の方に警察官じゃないから食ってかかるとか、いろいろたしかトラブルが当初は言われていたようだと思うんですが、その辺の状況はどういうふうに改善されているのか、現状も含めて教えていただきたいと思えます。その3つ。

○赤星会計課長 まず、第1点の違法駐車
の減少につきましてですけれども、平成18年
の法の施行前、事業の開始前ではありますが、
対象地域の路上駐車台数の瞬間的なものを調
べておりますが、この数字が平均駐車台数が14
0.5という数字でございました。それが平成2
3年度におきましては半減しておりますして62.
1という数字に減少していることから、この
事業の効果はあらわれていると感じておりま
す。

○浦田交通部長 今駐車監視員の人を余り見
ないという御指摘ですけれども、これは1ユ
ニット2人で、それぞれ2ユニットずつお願
いしております。ですから、北署管内であれ
ば2ユニット、もう一つは、南署と東署管内
で2ユニット、これを運用していますから、
警察官みたいにあっちこっちいるというわけ
ではございません。

それと、この駐車監視員に違反の駐車を張
ってもらうところは、ある程度エリアを、駐
車違反がひどいところ、エリアを定めて張っ
てもらっておりますから、その部分でちょっ
と余り見ないという印象があるのかもしれま
せん。

○大西一史委員 それと、もう1点、いろい
ろトラブルはどうだったかということです
が。

○浦田交通部長 当初は、そういうのもあつ
たようにも聞きますけれども、最近、淡々
と現場に来て、写真を撮って、何かあればす
ぐ警察に通報していただいて、警察がそこ
に行って話をするというようなことで、平穩に
いっているというふうに話は聞いておりま
す。

○大西一史委員 わかりました。

熊本は、大都市部と比べれば違法駐車は非

常に少ない、駐車場もある程度はあるとい
うことで、繁華街とかそういったところ以外
は少ないとは思いますが、また引き続き、
これは効果が出るようにやっていただきた
いと思います。

それと、この東日本大震災に対処するた
めの特殊勤務手当の条例と少し関連するかな
というふうに思うんですが、災害が発生した
ときに、これは救出活動であるとかそうい
ったことをされるというふうに思いますけ
れども、きのう、震災及び防災対策特別委
員会の中で、いろいろと重機、ああいう例
えば建設業あたりと協定を結んで、災害発
生時はそういう重機を動かして随分協力し
てもらったというような話があります。ボラ
ンティアだったり何だったかということ
ですけれども。

そういった、例えば土砂崩れで誰か生き
埋めになったとか、そういったときの装
備というのは、今警察のほう、どうい
うふうになっているんでしょうか。

あと、民間の建設業協会とかと協定を
結んでいるのかどうか、その辺の状況
をちょっとお聞かせいただければ。

○高橋警備部長 災害のときの重機の
使用につきましては、残念ながら重機を
警察としては所有していません。今後、
予算を獲得いたしまして、小さいの
でも結構ですから重機を所有する
のと、かつそれを操縦できる免許
を取得できるように、来年度の
予算でやっていきたいという
ふうに思っております。

それから、建設業協会その他との
関係につきましては、これにつ
きましては、県が各建設業協
会と協定を結んでいるという
ことで、県の危機管理防災課
との話で県は県警と同一だ
ということで、県が結んで
いることについては県警も
同じように契約できるとい
うことですので、警察から
も直接ここにお願いた
いということ言えば出して
いただけるといふことにな
っております。

○大西一史委員 今ちょっとお話を聞いて意外だったのは、装備は、重機類は何もお持ちでないというような話で——ということは、協定を結んだそういうところが到着するまでは捜索はできないということですかね。手で掘るとか、例えばそういうことですか。

○高橋警備部長 手あるいは要するにスコップとか、そういうのでしか……(大西一史委員「人海戦術」と呼ぶ)できないということです。

○大西一史委員 これは予算のかかる話だから、どういうふうになるのか、ちょっとわかりませんが、きのうも私はちょっと思ったんですが、そういう装備というのは、最低限到着するまでの間でも、例えば緊急的にできるとか、警察の方が現場の方が行かれたときに何もできないじゃ、ちょっと初動というか、やっぱり問題があるのかなというふうに思いますので、その辺なかなか予算的に厳しい面もあるかもしれませんが、対応を考えていただきたいということ、これは要望しておきます。

○高橋警備部長 ありがとうございます。

○山本秀久委員 今まで、県民のために皆さん方大変御努力いただいていることに対しては、心から感謝申し上げます。

その中で、いろいろ今お聞きしておりますと、どうしても、県警として、今までの装備とかいろんな問題、私、前にも申し上げたんですけれども、必要なものが各課にあるんじゃないかと思えますよ。それをどういうふうに補っておられるか。不足分は我慢してやっておられるのか。それと、もうちょっとこういう点はこういうふうにしていただきたいというようなことがあると思うんですよ。そう

いうことに対して、一応……。

○吹原警務課長 警務課長です。

山本先生のほうからは、もう非常に、事あるたびに装備を充実させなさいということは、もうずっと非常にありがたく御指摘いただいとおりで——基本的に警務課の装備の係のほうで、犯罪現場に出向くときのやはり防護盾、対銃のヘルメットの関係、いろんな意味のを年度的に数カ年計画で計画的にずっと補充をしまいでございます。

ただただ、限られた県警の予算の中の装備費の枠の中で優先順位を決めつつ、その各部門の必要なところを優先的にまずは計画的に運用しているというような状況でありますので、その御指摘のあったような形の中で、特に災害等の装備品等につきましては、緊急の第1次的な初動対応が可能なような限りにおきまして、やはり計画的に要望を重ねていきたいとは思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山本秀久委員 だから、私がいつも思うのは、そういうことで県警の予算なんかいろいろあるでしょうけれども、もし我々議会の文教委員会でも国に対しての意見書を出してもいいところがあれば出しますよ。これは委員長と相談しながら、一応皆さんに諮りながら、熊本県警はこういうもので装備が困るとか、こういう点をもうちょっとふやしてもらいたいとか、それはもう国全体が国民の安全、安心の基本にのっとりしますので、そういう点を図っていかなきゃならぬと。

教育の問題に対しても同じ、やっぱりそういう不足分、いろいろなものがあると思うので、そういう点の問題点も提起していかなきゃならぬという思いでおりますので、遠慮なしにそういうことは、一応委員会にも諮っていただければありがたいと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。なければ、これで議案等に関する質疑を終りたいします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第2号、第3号、第12号、第13号及び第30号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第2号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、城長体育保健課長から報告をお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

資料1ページをごらんいただきたいと思っております。

歯科保健対策の推進に関する施策の報告についてでございます。

このことにつきましては、厚生常任委員会において、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第15条の規定に基づきまして、資料2ページから3ページにあります報告第5号により健康福祉部から報告されているところでございますが、3ページに記載の事業番号9の健康教育推進事業及び事業番号10の歯・口の健康づくり研究推進校の指定に関しましては、体育保健課に関する事業となりますので、本委員会においても御報告させていただきます。

1ページの2の教育庁における施策の内容の(1)健康教育推進事業については、教職員の指導力の向上を図り、学校における健康教育を推進するため、各種研修会等を開催しております。

その事業の一つである健康教育担当者研修会の中で、学校歯科保健の推進及び学校におけるフッ化物洗口の実施についての説明及び積極的推進に関する指導を行ったものでございます。

(2)の歯・口の健康づくり研究推進校の指定については、ゼロ予算となっておりますが、これは日本学校歯科医師会及び熊本県歯科医師会からの委託事業で、県教育委員会が学校を指定しております。

なお、本事業費については、日本学校歯科医師会から単年度20万円、県歯科医師会から10万円が交付されております。

(3)のその他については、小中学校におけるフッ化物洗口の実施状況でございます。

現在の実施校は、16校6市町村となっております。内訳は、阿蘇市2校、玉東町3校、産山村2校、錦町3校、上天草市2校、高森町4校でございます。

また、平成24年度の実施予定校は、あさぎり町5校、嘉島町2校、今後の実施に向けて検討している市町村は、長洲町、甲佐町となっております。

フッ化物洗口の実施については、これまで

各種研修会等でモデルケースや積極的推進の周知を行うこととともに、未実施の市町村教育委員会の現状と課題の把握を行ってまいりました。

課題としましては、市町村保健部局と市町村教育委員会との協議が十分でなかったということが上げられます。また、一部ではありますが、依然としてフッ化物洗口の安全性、必要性に不安や疑問を抱いている方がおられることも市町村内での協議を妨げている一因と言えらると思います。

今後は、これらの課題の解消に向けて、県教育委員会としまして積極的に取り組みますとともに、複数の学校をモデル校と位置づけ、市町村、市町村教育委員会、モデル校と連携して、市町村の実態に応じた多様な取り組みを進めてまいりたいと思います。そして、その取り組みを研修会などにおいて紹介し、健康福祉部と連携しながら、さらなるフッ化物洗口の普及に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 次に、義務教育課緒方課長から報告をお願いいたします。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

資料の4ページをお願いします。

いじめ問題について御説明いたします。

まず、1の文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について御説明いたします。

(1)のいじめの現状については、今回平成23年度分が発表されましたが、本県のいじめの認知件数は、平成22年度に比べて、公立小中学校においては増加し、公立高等学校においては減少しております。

表の中のいじめの認知件数の欄をごらんください。

国公立の小中高、特別支援学校における1,000人当たりの認知件数では、本県は32.9件であり、全国でも最も高い数値を示しております。これは、全ての公立小中高、特別支援学校でいじめアンケートを実施していることが大きな要因と考えております。

表の下の部分をごらんください。

いじめの認知件数は、これまで減少傾向にありましたが、公立小中学校においては、平成23年度増加に転じております。これは、平成23年度、アンケートの改善を行うとともに、いじめに対する教職員の意識を高める工夫をしたことが大きな要因と考えております。

(2)の八代市立中学校におけるいじめ問題については、生徒のつらい思いを事前に把握できなかったことを厳しく受けとめ、二度とこのようなことが起きないようにするため、いじめ問題にしっかりと向き合っていきたいと考え、八代市教育委員会とともに、御遺族の理解が得られた範囲で公表したところで

次に、2の現在までの主な取り組みについて御説明いたします。

(1)に記載しておりますように、県教育委員会では、生徒指導上の諸問題が生じないように、未然防止の取り組みを充実していくことが大切だと考え、そこに記載しておりますように、児童生徒同士のつながりや児童生徒と教職員とのつながりなど、4つの視点で各学校が生徒指導体制や取り組みの見直しを行い、心の居場所となる魅力ある学校づくりを進めるよう指導しております。

次に、(2)や(3)に記載しておりますように、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に向けたいじめアンケートの実施や、毎年6月をいじめ根絶月間と設定し、学校、家庭、地域が一体となって、いじめ根絶に向けた機運を高めるよう、市町村教育委員会や学校にお願いしているところです。

また、(4)に記載しておりますように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを教育事務所や学校に配置して、専門家による学校支援体制の充実を図っているところです。

5ページをごらんください。

(5)に記載しておりますように、学校非公式サイトにおけるいじめなど不適切な書き込み等について、それらの検索、調査、削除代行等の業務を専門業者へ委託し、各学校が問題のある書き込みなどに対して適切に対応できるよう支援しているところです。

また、(6)(7)に記載しておりますように、文部科学大臣談話や文部科学省の通知などを通して、指導課長会議や県立学校長会議などにおいて、いじめの未然防止及び解消に向けた学校経営のあり方等について講話や協議を行い、いじめを把握したときには抱え込まずに速やかに保護者及び市町村教育委員会と連携し、迅速かつ適切な対応を図るなどを指導したところです。

また、(8)に記載しておりますように、小中学生指導担当者会や通知文等を発出し、児童生徒対象の相談電話窓口を再度周知徹底するとともに、校内の教育相談体制を充実させることなどを指導してまいりました。

さらに、(9)に記載しておりますように、いじめアンケートに思いを書けない児童生徒に対して、どのような対応が考えられるか協議し、主な改善点に示してありますとおりアンケートの改善を図っております。

最後に、3の今後の主な取組みについて御説明いたします。

(1)に記載しておりますように、深刻ないじめ等が発生した場合、学校及び市町村教育委員会の要請に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの緊急派遣を充実させてまいります。

また、(2)に記載しておりますように、指導課長会議や校長会議など各種会議におい

て、機会あるごとに命を大切に心を育む教育の充実や深刻ないじめ事案への対応のあり方などについて指導を行ってまいります。

また、(3)に記載しておりますように、今後、有識者、保護者代表など第三者も含めたいじめ対策検討委員会、仮称ですが、を設置し、これまでの県の施策の検証や深刻ないじめ問題が発生した市町村教育委員会及び学校に対する県教育委員会の支援体制のあり方、学校、家庭、地域がお互いの役割と責任を果たし、連携して取り組む方策、いじめアンケートに思いを書けない児童生徒への対応などについて協議し、御意見をいただく予定にしております。

さらに、(4)に記載しておりますように、学校等警察連絡協議会の活性化等、警察などの関係機関との連携強化を図ってまいります。

以上のような取り組みを通して、いじめ問題に対する対策を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○溝口幸治委員長 交通規制課奥田課長から報告をお願いいたします。

○奥田交通規制課長 交通規制課から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の制定作業について報告をいたします。

警察本部資料のA3カラーの1枚の資料をごらんいただきたいと思います。配付資料左側から御説明をいたします。

公安委員会、県警察では、来るべき高齢化社会において、高齢者、障害者を含む誰もが歩いて道路を移動するに当たって、より安全に、かつわかりやすいバリアフリー対応の信号機などの環境整備を進めています。

通称バリアフリー法では、国が基本方針を、市町村が重点地区を、公安委員会が事業

計画を策定することとしています。現在、熊本県内では、熊本市が熊本駅周辺、健軍電停周辺の2地区を重点地区に指定した基本構想があります。

このバリアフリー信号機等の基準は、今は国家公安委員会規則で定められておりますが、さきの地域主権一括法の施行によりまして、来年の3月を期限として地方自治体の条例に委任されることになりました。

そこで、熊本県として、バリアフリー対応の信号機などの基準を定める条例が必要となりました。その条例の内容は、現行国家公安委員会規則を参酌したいと考えています。

次に、条例の構成等について御説明いたします。資料の右側です。

条例は4段に構成し、1に条例の趣旨、2にバリアフリー対応の信号機の基準、3に道路標識の基準、4に道路の標示の基準といたしたいと考えております。

バリアフリー等の信号機とは「カッコー」「ピヨピヨ」あるいは「信号が青になりました」などと音響を発する装置、それから、高齢者のつえに張る反射シールをセンサーが感知して横断の青信号の時間を延長する装置、信号の待ち時間や残り時間を減っていくLEDライトの数で表示する装置などでありませぬ。

その他は、記載のとおりでございます。いずれも既に現在整備中の安全施設でございます。

今後、パブリックコメントを実施し、2月議会の上程に向けて作業を進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思ひます。質疑はありませんか。

○小杉直委員 いじめについてお尋ねします

が、何点も質問するけんですな、時間をとるわけにいきませぬので、私も簡潔に質問しますが、また簡潔に要点の答弁をお願ひしますな。

まず、この資料に基づいてお尋ねしますが、城下委員が今回の9月議会で一般質問をされておりますので、そこと重複するところもあるかと思ひますが、どうぞひとつ御理解をお願ひします。

この認知件数の状況、それから解消率の状況は、この表のとおりだと思ひますが、解消率の高さ、これはどうやって計算されたわけですか、中身は。まず、第1点。

○緒方義務教育課長 まず、各学校では、いじめのアンケートをとりまして、ことしになっていじめられたと感じた子供たちの数を調べます。そして、担任、学年等で、その子供たちに教育相談をしたりとか、日々の教育活動を見て相談活動を行いながら、学校のほうで、この子供についてはいじめについては解消したと、お互いに話を聞いたりとか、日常の様子を見ながら、学校で判断して上げた数であります。

○小杉直委員 いじめの認知件数は、アンケート調査でしたと。それが解消したかどうかの把握については、そのアンケート調査じゃなくて、今おっしゃったような方法でされたわけですか。

○緒方義務教育課長 各学校ではアンケートを書きますので、子供たちが今自分がいじめられているなというのを感じたということを学校はつかみますので、その子供一人一人に対して、教育相談とか日々の教育活動の中で、学校で、これはもう例えば友達同士仲よく遊び、いじめられたという子供からも意見を聞き、どんないじめだったとか聞きながら解消していくようにしております。そして、

この子たちが日々の教育活動の中で、もう解消したなということを経験した数を学校全体で判断した数を解消した数として上げております。

○小杉直委員 ちよつとくどいように済みませんが、アンケート調査でいじめを認知する、これが解消したかどうかは口頭等で尋ねて解消したかどうかを確認するというのですか。

○緒方義務教育課長 はい。

○小杉直委員 はい、わかった。

2点目、八代中学校における残念な自殺があったと報道されておりますが、もうこれについても質問が本議会でもあつとるわけですが、これは自殺された原因がいじめによるという明確な事実認定はできているんですかね。

○緒方義務教育課長 昨年、23年の4月でしたけれども、この中学生の衣服の中からメモが見つかりまして、何人かの子供の名前が書いてあったと。それも一つのですけれども、ほかの担任とか、いろんな部活動とか、子供たちに対して、先生たちに対してもですけれども、教育委員会、学校が協力しながら、それと、もちろん聞くときにはスクールカウンセラーも利用しまして、心のケアを図りながらずっと聞いていきまして、その結果、保護者にもいろんな情報も出しまして、保護者にもきちんと説明した、それをもとに、学校、教育委員会のほうで、これはいじめが背景にあったと認知したということで保護者のほうに連絡をしているところです。

○小杉直委員 残念で悲しい事案ですけれども、こういうことを検証すると――表現、検証と言ってよいかどうかは、ちよつと別として、原因をきちんと把握するということが大

事なことですので、そういう方向で取り組んであるということで一応安心しました。

あとはもう要望でなくて私の考え方が、学校現場の先生方が、いじめは絶対起こさせないという気概が、それぞれの現場の先生方にありますか。あるいは、そういうふうな指導をされておりますかね。

○緒方義務教育課長 先生おっしゃるとおり、やはり学校現場が絶対に許さないという気持ちが非常に大切なことだと思っております。やはりどの学校でも誰にでもいつ起こるかわからないという危機感を持ってやっぱり取り組まなければいけないと考えております。

このいじめアンケートを平成18年度から実施した経緯、これは、子供たちが少しでも感じてきたことをすくい上げてくれということで、このアンケートを始めましたので、本県におきましては、先生方一人一人も、このいじめの件数を上げることについては、子供の悩みを聞いたという視点で上げてもらっていると感じております。

○小杉直委員 わかりました。その件に関しては、恐らくやっておられると思えますけれども、もう小学校1年生のときから、担任の先生なり学校側が、いじめは絶対にこういう理由でははないというようなことを、鉄は熱いうちに打てと言いますけれども、そういうことで、いい意味でしっかり洗脳させることが大事だろうと思っておりますので、そういう方向で取り組んでいただきたいと。

あとは、先般、教育長に対して、先議のときに、後議のときによくまた聞き直しますというふうに言っておりましたが、家庭との連携の問題ですたいね。

山本委員も、そのときちよつと聞かれましたけれども、家庭訪問を含めた保護者とのコミュニケーション、連携、非常にこれは大事

だと思っておりますが、その中身は熊本県の教育委員会はどういうふうな捉え方をされておりますかね。

○緒方義務教育課長 確かに、一番大事なのはやっぱり保護者とのコミュニケーションで、子供の情報交換をしながら、やはり家庭と学校が一緒になって子供を育てていくというのが一番大事だと考えております。

その意味からも、やはり家庭訪問等のお話が先日ありましたけれども、定期的に行う家庭訪問においては、やはり子供たちの様子をしっかりと保護者と話すことも大切だと思いますし、また、学校では、日々いろいろな子供たちの生活の中で学校も心配な点もあると思いますので、やはり心配なときには臨時の家庭訪問をして保護者と連携をとりながらやっていくことは非常に大切ことだと思いますので、その点については、アンケート等も今後実施しますので、また学校のほうには指導してまいりたいと思っております。

○小杉直委員 あとは、もう3～4点、要望にかえときます。

家庭訪問について、基本的には担任の先生がされるのが一番いいと思いますが、現場の先生の意見等を聞いてみますと、なかなか今忙しいと。家庭訪問に回る時間が少ない、ないという意見も聞きますので、家庭訪問専用、専門の先生を考えることもどうだろうかということですね。これはもう賛否両論いろいろ課題はありますが、それは一つの要望です。検討していただきたい。

それから、熊本は少ないと思いますが、よその県では、父兄、保護者のほうから、叱った先生にクレーム、抗議をするということもあっておりますので、そういう教師に対するクレーム、抗議にあっていないかどうか。今度は先生側に対するアンケート調査もどうだろうかということをお願いしますね。

特に、平成19年でしたか、文科省の局長通知で、やっぱり問題行動を起こす生徒に対する出席停止とか懲罰とか、そういう通知が来ていますでしょう。そういうことも、ぜひ改めて学校現場には徹底していただきたい。

それから、警察を褒め上げるわけじゃございませんが、県警が、非常に凶悪犯罪を含め、城下先生もちょっと質問されましたが、いろんな事案に対して高い実績を上げておられる。それには各種の民間ボランティアと県警の連携というのがあるんじゃないかなと思うんですね。そういうことの事例を考えますと、やっぱり御家庭と教育現場、教育委員会、そういうことが大事かなと思いますので、さっき言ったように専門の家庭訪問の教師を考えるということの理由の一つです。

最後に、警察との連携です。たいな。

最近のマスコミの論評を読みますと、マスコミのせいじゃありませんが、もう警察にすぐ何かこう通報する、相談するというふうな風潮になるような気がいたします。しかし、これは学校の教育現場に警察が入ることについては慎重に考えないかぬということと、何でもかんでも警察ということになりますと、警察の本来の重要な事件、事故に対する捜査活動に手が足りないように懸念されますので、そここのところの警察に通報する区分については常識的に考えていただいて、何もかも警察ということにされぬように、ひとつ要望としますね。

といいますのが、ストーカー事案等を見ますと、相談があったときに適切なアドバイスをした、しかし、その数カ月後に何か事件が発生した、そうしますと、国民世論といいますか、マスコミの論評は、警察の対応が悪かったというふうな、そういうふうな受けとめ方の報道もたまに散見されますので、このいじめの問題を例えば警察に言うとした、そのときには適切な対処をしたけれども、そ

の後エスカレートして傷害とかあるいは自殺とかに発展するということになりますと、またいろいろな支障がありますので、繰り返しますが、通報する場合には常識的な区分をしていただきたいということを要望しておきます。

以上でございます。

○城下広作委員 私も質問でしましたから大体いいんだけども、そこでちょっと1つだけ掘り下げたいのが、アンケートの中で、お金を強要されているというのが4%ぐらいですね、たしかありました。よく自殺をした子は、大体40万とか100万とか、多い人は100万ぐらい結果的にお金を強要されて、結局最終的にはそれが工面できなくて自殺を選ぶとか、というのが結構あったんですね。

そのアンケートの中で、今現在でもお金を強要されている、取られているというのがあったでしょう。その子たちは具体的に学校単位で全部多分把握されていると思うんですけども、額とか人間、どこどこという、具体的に学校現場ではどの子が誰に強要されているというのはつかんでいるのかというのをちょっと確認したいです。そのアンケートでもわかっているのかと……。

○緒方義務教育課長 アンケートそのものには、金額とかは書いてありませんけれども……(城下広作委員「当然、わかっております」と呼ぶ)各学校では、このアンケートをもとに教育相談とか相談しますので、その時点で各学校は、どれぐらい、誰からというのは把握しております。

○城下広作委員 それは、アンケートには最初から書いてあるとか、そがんとは、そんなの言っていないのは当たり前の話で。要は、それでアンケートの中で強要されていると言ったんだったら、細かくちゃんと聞いて、誰

から幾らぐらい取られたねという話を調べているかということを確認して、それはちゃんと調べているということだったですね。

そしたら、そのことを具体的に相手に話をして、もうそれが終わっているのか、その金額はどうしたのかということは、解消とできてきているのか、まだ現在やっている最中なのか、そこをちょっと教えてください。

○緒方義務教育課長 県の教育委員会としては、具体のところまでは把握しておりませんが、学校は把握してきちんと対応していると思っております。

○城下広作委員 思っているんじゃないで、ちゃんとそこの根絶をしておかないと、お金を強要して取られているわけだから、そこを解決しないと、解消率が90%と数字を言ったって、何かそういう数字が多いから全然安心か——そうじゃなくて、本当に特に悪質なお金とか云々かんぬんは、限りなくゼロにしていけないと大変だから、各市町村の教育委員会、そこまで徹底していますかということを確認しないと、結果的にそういうのがずると、解決——本当にやろうという気概がないということで、全部アンケートで先生に言っても解決しないからということで、アンケートでお金を取られていると書かない子が中にはいると思うんですよ。結果的にそこをちゃんとやらないから、そういうふうに言ってもしょうがない、仕方がない、解決しないというふうにして不信になるから、そこは必ず徹底して、特にその案件だけはこだわってやるべきだと私は思います。

○溝口幸治委員長 緒方課長、これでいくと大半は解消しているわけですから、解消してないものは何かというのをきちっと把握できれば、大方は解消しているわけですからわかると思いますので、解消できないものももし

把握できてたら、ここでちょっとお話をいただきたいと思いますが、それもまだわからなかったらきちっと調べていただくということですが、どうですか。

○田崎教育長 委員長、済みません。

ちょっと今委員長のほうからおっしゃった意見と重なるかもしれませんが、ここに資料として掲げておりますように、先ほど来説明しておりますように、教育相談の中で、先ほどの例えばお金を取られたというふうなアンケートについても、担任等がしっかりと把握して、そのあたりの解決を保護者も入れたところで解決をしたものが99%というふうなことで報告が上がってきていると。

ただ、今言われたように1%は解決してないというものがあるわけですので、これが6,700件ということであれば60数件あるということで、そのあたりについては、どういう事柄が解決してないのかということについては、県教委としても市教委を通じてしっかりとそこは把握していく必要があるとは思っております。

○大西一史委員 いじめの問題でいろいろ議論が出ています。本会議でも、この委員会でも、今十分議論されていますが、まず、ちょっと大前提としてお聞きしたいんですけども、このいじめ問題が、これだけ後になっていろいろ重大な状況が出てくるというのは、滋賀県の大津市の問題もありますけれども、学校現場、教育現場の閉鎖性というのが非常に言われたところだと思うんですね。その辺の学校現場の閉鎖性が、こういう問題を深刻化させている一因になっているんじゃないかということが言われていますけれども、そういう認識はおありかどうかというのをちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○緒方義務教育課長 今、大西委員の言われ

るようなことがずっと話題になっておりますけれども、やはり先ほど言いましたように、どの学校でもどこの誰にでも起こり得るという認識のもとでやらなきゃいけないというふうに思っております。

したがって、今ありましたけれども、例えばアンケートに書けない子供たちの意見をどうとるかというのは、アンケートだけではやはりどうしてもわからないこともあると思いますので、日ごろの教育活動とかいろんなことでつかむ方法をやっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っています。

先生方自身につきましては、先ほど言いましたように、本県では、いじめ問題については早期解決をしようという気持ちで一生懸命取り組んでいただいていると感じております。

ただ、いろんな課題がまだ生じてきておりますので、今後立ち上げますいじめ対策検討委員会で、うちの今までの取り組みを検証していただき、やはりよりオープンな形で子供たちが先生に相談できる体制とか、いわゆる体制づくりについてはやっていかなければいけないと考えているところです。

○大西一史委員 いろいろいじめ問題が起きたときの全国的ないろんな傾向を見てみると、やっぱり学校であるとか教育委員会の閉鎖性というか、情報の対処の遅さとか、やっぱりできるだけ学校現場で解決していこうというのは当然学校経営の基本だから、それは尊重すべきだと思うんですが、問題が起こったときに、どんどんどんどんやっぱりそういうふうにとっちかというネガティブに抑え込んでいこうという風潮は、どうもやっぱりあるというふうには私は感じるんですね。だから、その辺は、現状がどうかも含めてですけども、厳し目にぜひ認識をしていただきたいと思えます。

それと、もう1つ、その意識の面で言わせ

ていただくと、9月10日に、平成23年度の全国の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査ということで、これは全国調査の結果を、いろいろ熊本県の状況をファクスで私たち御報告いただいたんですけども、その中で、本県の平成23年度の1,000人当たりのいろいろ、例えば不登校であるとか、暴力のあれが低いとかいう話が出ているんですけども、いじめの状況も含めてですけども、要は、学校現場ですごくネガティブに起こっていることですよ、全体としては。これは他県とかと比べるというんじゃないで、どっちかという、もう本県だけの中で、どう前年と比べて解消していかっているのかと、そういうやっぱり尺度を持って検討していただきたいというふうに思います。

これは、やっぱり全国と比べると何かそんなにないからということで、ともすれば、まあ安心はしていらっやらないと思いますけれども、やっぱりそういうところに意識としてはつながると思うので、そういう点はぜひ気をつけていただきたいということ、これは要望です。

それと、もう1点、これは、いじめ対策については国が主導してやるということ、文部科学大臣が、5日の記者会見だったかな、でおっしゃって、それからずっと文部科学省の総合対策ということでずっと打ち出されている。その中で、来年度予算の概算要求で、大体今年度比6割増の73億円を、このいじめ対策費として要望するというようになっております。

この中の中身は、専門家チーム、弁護士とか元警察官だとか精神科というのを配置すると。都道府県とか市町村から要望をとり、約200カ所。それと、子供の相談を受けるカウンセラーの配置校の2割増、それからソーシャルワーカーは2倍にすると。

こういったことになっていますが、そうすると、これは予算が通ればの話ですけども、

当然本県も来年度以降というのは大体これと同じような割合になるというふうに考えていいんですか。どうなんでしょうか。

○緒方義務教育課長 今、大西委員からありましたように、国の施策等が出ておりますけれども、やはり概算要求という段階ですので、やっぱり国の動向は注視していかなくちゃいけないと思っておるところです。

ただ、うちの県につきましても、国の方向性を見ながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の充実等については今後考えていかなくちゃいけないなと考えているところなんです。

ただ、いじめ問題に対する対策等についてですけども、やはりうちの県は、うちの県独自に、いじめ対策検討委員会で練りながらやっていかなくちゃいけないと考えておられて、その中で国の施策等が活用できる分については活用していきたいと考えておるところです。

○大西一史委員 その辺、国の——私は、だから、何か起きたから国はそうやって文科省がこう打ち出してくると、国主導でやりますよということで。それ以前は、だって都道府県教育委員会とか現場の教育委員会に任せきりだったわけですから、ある意味ではですね。だから、やっぱりそれはどうかなという感じはするんですけども、やっぱりこの熊本県に合うものをやるように、そういう国の事業予算とかもうまく使いながら、ぜひ対策をとっていただきたい。

特に、効果があると言われるカウンセラーだとかソーシャルワーカーだとかの配置というのは、やっぱりこれはちょっと増員も含めてしっかり検討していただきたいというふうに思います。

それと、ごめんなさい、もう1点。

東京都品川区ですね。これは、いじめを繰

り返す子供への出席停止制度を積極的に活用するというような方針が出てるんですけども、これについては、どう県教委としては認識をしておられるのか、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○緒方義務教育課長 今ありましたのは、出席停止の制度ですけれども、本人に対する懲戒という観点からというのではなくて、やはり学校の秩序とか維持、ほかの児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から制度的には設けられたものと思っています。

ただ、学校が、いじめや暴力行為などの問題を起こす児童生徒に対しては、やはりまずは保護者とともに、その子供の規範意識を育むために、やっぱり一緒になって、まずはやっていかなきゃいけないんじゃないかと。そういうことが、まずは大前提になればいけないんじゃないかなと思っています。

それでも、やはり繰り返し改善が見られない場合には、市町村教育委員会に対しては、この出席停止制度の活用については適切な措置を行うように指導していかねばいけないと考えているところです。

○大西一史委員 これは、いじめの指導がしやすくなるというような話もある一方で、この出席停止した児童生徒に対するケアをどうするのかという、やっぱり両方の面があると。これは、伝家の宝刀みたいなことを言う教育関係者の方もいらっしゃるんですけども、本当にそれが解決につながるのかどうかというのは、よく検証しながらやっていただきたい。今の答弁がありましたけれども、やっていただきたいというふうに思います。

やっぱりいじめの未然防止ということを繰り返し答弁でもおっしゃいますけれども、未然というのが、認識が、先生方によってどう

もやっぱりつかみ方に僕は差があると思うんですよね、感じ方とか、つかみ方。だから、やっぱりその辺の研修は、これから充実させていかれるというふうに思いますけれども、その辺を徹底してよくやっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにいじめの件でありますか。

○橋口海平委員 いじめいじめといろいろ話題になっているんですけども、いじめの中にも、暴力だったり、また金銭を要求したり、それでまた自殺したりということがあるんですけども、それはもう傷害だったり恐喝だったり殺人だったりというふうに私は思っているんですけども、いじめと言ったら余りにも何か軽く感じられるという気がしております。そういう、変更じゃないんですけども、記載の何か表記のいろんなことができないのかということを知りたいと思います。

○溝口幸治委員長 いじめの中にもいろいろあるので、表現を少し考えたほうがいいんじゃないかという御意見だと思いますが。

○緒方義務教育課長 今先生がおっしゃいましたように、やはり本当に継続して、深刻、いわゆるうちでは深刻ないじめと言っているんですけども、学校だけではやっぱり対応できないものもある場合には、先ほど言いましたように、関係機関と連携しなきゃいけないと思っております。

名前についてですけれども、いじめの中でやはり深刻なそういった犯罪に近いものは、やっぱりそういうふうな捉え方を、いろんな対応をする中で考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

○溝口幸治委員長 よろしいですか。

○小杉直委員 いじめについて、もう1点要望を言わせて。

あのですね、いじめは昔からあつとですた。いじめられて鍛えられたり、いじめてまた反省したり、それがやっぱり人間の形成にもつながっていくとは、もう皆さん御承知のとおりですたいな。ただ、深刻ないじめとか悪質ないじめがいけないということですけど、これは根っこの一つには家庭があるんですよね、私に言わせると。

だからひとつ、学校現場とか教育委員会等々の批判が結構強いわけですが、それはそれで別に、各家庭に、家庭訪問と別に、こういうふうないじめはしないように、あるいはされたならば連絡するよという文書でも書いて各家庭に流すと、そういうふうなこともひとつ考えてみてください。

要望です。

○城下広作委員 委員長、1つだけ。先ほどちょっと言い忘れた感じの分で。

これは、欧米では、特にアメリカでは、いじめる側の子供さんは障害という認識が、実際に考えが大筋でございます。いじめる側の子供にいわゆる精神的障害があるから、その精神的不安定によっていじめるというような行為を起こすということも今注目されて、そして、そちら側のほうにカウンセリングを高めるという動きが主流でございます。

一応情報として、御存じだと思いますけれども、いじめる側のほうもいろいろ何か課題を抱えていじめるという行為を起こす、これを分析して、こちらをカウンセリングするのが非常に大事だと。それがエスカレートして学校に行かせるなというふうになっているけれども、それとはちょっと違う。本人の精神的な背景、家庭とかそういうものがあつてい

じているということも分析をして手当てをしなきゃいけないという考えも大事ですよということで、もう既に欧米ではそちらのほうに力を入れているということを情報として教えておきたいと思います。

○溝口幸治委員長 いじめについて、ほかにございませんか。

じゃあ、ちょっと私のほうから。

今、各委員の先生方から、貴重な御意見、御要望をいただきました。

きょう県の報告によりますと、このいじめの解消率を見ていただければわかりますが、公立小中学校で99.2%、公立高等学校で82.3%、公立小中学校でいえば、この0.8%、公立高校でいうと17.7%。この数%を埋める議論を今熱心にやったということで御理解をいただきたいと思ひますし、県議会の意思としても、いじめは絶対許さないというのが今の議論の中でも出たんだというふうに思ひます。大方の先生方は、早期発見、そして早期対応、早期解消に努められているというふうに私も感じております。

いろいろ事象があつたからといって右往左往することなく、きちつと対応できるところはそれをやり続ける、そして問題については適切に対応していくということで、教育委員会としても、きょうの議論をしつかり捉えて行動を起こしてほしいというふうに思ひます。

いじめについては、以上です。

ほかの質問はありますか。

○山口ゆたか副委員長 報告事項の中で、歯科保健対策の推進に関する施策の報告についてちょっとお尋ねいたします。

私たちも、この条例をつくる際に、さまざまな御意見を拝聴いたしました。歯科医師の皆さんであるとか、歯科衛生士の皆さん、そしてまた学校の現場で働いておられる養護教

論の皆さん等々の御意見を拝聴する機会を得たわけでありませけれども、そういった中で、熊本県の子供たちの虫歯の保有率を見てみますと、やはり高い状況にあるということは認識、皆さんも同じだというふうに思っております。我々も、この歯が健康に及ぼす影響というのは大きいものだというふうに思っております。

そういった中で、これまでの取り組みの口頭の説明では、なかなか保健との間の協議が不十分であったりとか、我々の意見交換の中でも出てきたんですが、安全性に対する不安というのが、まだまだ現場においてはささやかれているところだろうなというふうに推察いたします。

そういった状況であっても、子供たちの歯をしっかりと健康を保ちながら、口腔の健康を保ちながらやっぱり健康な心身を保つということが一つ教育の目的でもありますので、その一つの策として、やっぱりこれはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

そういった思いも含めて、もう一度、この歯及び口腔の健康づくりについて、教育委員会でどのように臨んでいくか、教育長のお答えを、意気込みをお聞かせいただければというふうに思います。

○田崎教育長 この件につきましては、一般質問の中でもお答えをしたところでございますけれども、その中でも申し上げましたように、条例制定前からは5校取り組んでいると。現在で16校ということで、徐々にではありますけれども進んできているというふうには思っておりますけれども、これを進めていくためには、やはり今山口副委員長がおっしゃったように、そういう、学校現場に安全性とそれと効果性、これをしっかりと——これは科学的にそこはもう証明されているわけですので、そこをしっかりと健康福祉部とも連

携をとりながら進めて周知していくと。それが、さらにこれから各学校で取り組んでいくことにつながっていくと思っておりますので、しっかりそこは取り組んでまいりたいと思っております。

そして、一般質問の中で申し上げましたように、年度後半になりますけれども、モデル校も複数設定をしまして、そこの取り組みをまた広げていくようなことをやっていきたいと思っております。

○山口ゆたか副委員長 よろしくお願ひします。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑ございませんか。

○橋口海平委員 ことし、登校中の隊列に自動車が入り込んで子供たちが亡くなったりけがしたりという事故が続いたかと思ひます。その後、文部科学省と警察と国土交通省が、全国に6万カ所危険な箇所があるということがあったんですが、その後、県の現状と、どのような対策を打っていくのかというのを伺ひします。

○溝口幸治委員長 ちょっと待ってください。今のはちょっとその他の質問ですので、まず、報告に対する質疑がこれで終わってよろしいか、確認をします。いいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 ということで、その他の質疑ということでお答えをいただきたいというふうに思ひます。どちらから行きますか。

○浦田交通部長 今、先生御指摘のように、京都の亀岡で4月23日に通学中の小学生の列に突っ込みまして、すぐ27日にも同じような事故が岡崎市と館山市でも発生しているということで、私どもとしましても、こういうこ

とはいつ県内であるかもわからぬということで、直ちに5月9日、連休明けにすぐ各地に連絡を出しまして、道路管理者ですとか、あるいは学校、PTAと連携して緊急点検をなささいということに立ち上がったわけでございます。

その後、文科省あるいは警察庁のほうから連絡が参りまして、連携して通学路の安全点検をなささいということが来ましたので、今度は、その連絡に基づきまして点検をしたところでございます。

御案内のように、警察、あるいは市町村の道路管理者の方、学校、PTAの方、この全部で道路を見て回って、通学途中の通学路に危ないところはないかということで点検をしたわけでございます。期間としましては、8月末をめどと、これまでにまとめなさいという警察庁からの指示もございまして、8月いっぱいまでまとめたところでございます。

いろいろ、これは警察だけではなくて道路管理者、あるいはPTA、学校等を含めまして、全部で1,717カ所、これがやっぱり危険だなというところが出ました。これ100%点検したわけではございませんで、これは御承知のように阿蘇の災害がありまして、あれで9割ぐらいしか、全部はできていませんけれども、残りはあと速やかに行いたいというところでございます。

一応警察のほうでは、この中から、いわゆる交通安全施設ということで約305カ所改善する必要があるという要望を受けております。中身につきましては、信号をつくってほしいとか、横断歩道を設けてほしいとか、あるいはもうちょっと路面の標示、「とまれ」とか「歩行者注意」とか、こういうマークをしてほしいとか、あるいは速度規制をかけてほしいとか、こういう等々の要望がっております。

ですから、当方としましては、これを今集計して分析しておりまして、また、予算要求

とか今後の安全施設の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

そのほかに、今、秋の交通安全運動を実施中でございますけれども、こういう春と秋の交通安全運動期間中におきましても、毎回PTAとか学校とか道路管理者の方と一緒に通学路の点検をしているところでございますので、これはこれで終わりということではなくて、また引き続き連携して警察としてやってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

先ほど御指摘がありました、新聞報道に出ました全国で何万件の箇所というのは8月31日現在でございまして、熊本県の熊本市を除きます数としましては1,133カ所が合同点検実施箇所ということで報告が上がっております。これは、学校、保護者、そして教育委員会、警察、道路管理者で合同で示したものでございます。それに対する対策が必要だという箇所が1,113カ所ということで報告を受けております。

これに対しまして、安全対策案を11月30日までに文科省のほうに報告をするということになっております。これまでの報告を受けまして、9月6日に関係者で集まりまして、国交省の九州地方整備局、それから県警察本部交通規制課、それから県道路保全課、それから県くらしの安全推進課、体育保健課で協議をいたしまして、検討したところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 いいですか。ほかに。

○小杉直委員 済みません、その他で。大分時間が押しておりますが……（「大丈夫です」

と呼ぶ者あり)よかですか。時節柄、ぜひともこれはお尋ねして進めていただきたいというのがあります。

領海・領土問題です。

義務教育課長と高校教育課長等々にお尋ねしますが、熊本県においての教育の中で、領海・領土に対する教育は、どうされておりますか。

○緒方義務教育課長 児童生徒が、我が国の領域等について理解を深めることは、大変重要なことだと考えております。その中で、小学校においては、学習指導要領に示された内容を目標に踏まえて、小学校の段階については北方領土を中心に学習しております。中学校においては、北方領土に加えまして、竹島について学習しております。児童生徒の発達に応じてやっているところです。義務教育では、学習指導要領を根拠として、各学校に今指導しているところでございます。

○上川高校教育課長 高等学校におきましても、中学校までの学習内容を踏まえまして、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせると、これは地理のA・Bの学習指導要領の解説に載せられておりますが、その記述に基づいて、授業で適切に領土問題を取り扱うように、教育課程説明会等において、学校あるいは全ての教職員に対して指導を行ってところでございます。

○小杉直委員 もう御案内のとおり、尖閣諸島では、あのような衝突間際の事案があつておりまして、暴力を含めたところの反日闘争が中国国土で日本系企業等々にあつたり、日本人に対するそういうふうな行動があつておりますが、韓国のほうは、もう竹島をめぐるああいうことがあつておりますが、とにかく両国とも、小さいときから教育の中で竹島

は韓国の領土だと。それから、御案内のとおり歌までつくっておりますね。それから、中国の若い人に対しては、尖閣諸島は中国の領土であるという教育をしておりますでしょう。

だから、捉えようによっては、韓国の若い人、学生は、まさしく竹島は日本が乗っ取ろうとしておるといふうな勘違い、中国の若い人、学生にとっては、尖閣諸島を日本が不法占拠しようとしておるといふうな勘違いをされておるかもしれませんので、ともかく野田総理大臣も、日本の教育の中で、この領土問題については教育をしっかり強化しなくちゃならないというふうな発言しておられるのも御承知のとおり。

今お二人から話がありましたが、例えば私が自分なりで小学校社会科を見てみますと、不法に占拠されていることや我が国はその返還を求めていることについて触れるようにするとなっておりますが、これをもう少し進化して、竹島も尖閣諸島も日本の固有の領土であると、だからきちんと守らんといかぬと、もっと進むならば、韓国、中国のこの動きは間違いであるというようなところまでの進んだ教育を今後推進するという気持ちはございませんか。

○田崎教育長 現在の状況については、今、高校教育課長、義務教育課長がお伝えしたとおりでございます。

今おっしゃられた部分について、先ほど御紹介ありましたように、野田首相も、平野文科大臣も、今の現在の学習指導要領に足りない点があるという認識はお持ちでございます。

御存じのとおり、義務教育というのは、学習指導要領にのっとってやっていくという前提がございますので、我々としては、そういうところについて、足りない点について改訂をしてもらえるように、国のほうにも要望し

ていきたいというふうに思っているところでございます。

○小杉直委員 高校教育課は。

○上川高校教育課長 高校教育課でございますが、例えば、生徒が選択をいたします現代社会の教科書の中の記述には、日本はロシアとの間に北方領土問題という大きな問題を抱えている、また、韓国が不法占拠を続けている竹島や中国が領有権を主張している尖閣諸島も日本固有の領土であるというような教科書の記述がございますので、その記述に応じた指導をしているものというふうに考えております。

○小杉直委員 だから今、尖閣諸島、竹島は日本固有の領土であるというふうに教科書に記載してあるでしょう。これを強く教育の中に入れておられますかね。

○上川高校教育課長 教育課程の説明会、今年度で終了いたしました。関係教科の全ての教員に対して指導を行っておりますが、その中で、これらの諸問題については、日本固有の領土であるという前提に立って指導をするようにと本課では指導しております。

○小杉直委員 教育長もおっしゃったように、小学校の学習指導要領とか、あるいは中学校等々の学習指導要領に基づいてされておりますが、正直言ってやっぱり韓国、中国から比べると、日本の領海・領土に対する教育は非常にやっぱり格差があると思うわけですね。

今後、国から指導要領が流れてくると思いますが、流れてきてからというよりも、もう客観的、常識的、良識的に日本の固有の領土であることはもう既に総理大臣が発言して、

多くの国民世論がそう思っているわけですから、熊本の教育界においては、国からの指導要領が来る前に、もう徐々に徐々に教育の中に領土・領海の問題を教育していただきたいと、これは要望しときますかな。

○溝口幸治委員長 ちょっと領土の件は、私からも要望をさせていただきます。

今、小杉先生がおっしゃったとおり、まだまだ弱いですよね、教え方が。それは国からの通達とかいろいろあるとして、本県でできることは——政審会でも言いましたけれども、まず、子供たちに図形で日本の形を教える。いわゆる日本地図があって、沖縄から切って、この辺に張るんじゃないくて、日本全部が入っている、尖閣諸島の位置も竹島の位置もわかる地図を、小中学校、高校の教室に全部張る。これをまず熊本県から始める。図形でまず覚えさせないといかぬと思います。

というのが、私たちも戦後の立派な教育を受けて育っていますが、全く領土のことを教えてもらった記憶がないというか、覚えとらぬのか、どっちかだと思いますが、日本の形というものを意識した覚えがないんですね。やっぱり大人になってから、今になってから日本の形を意識しているので、恐らく多くの国民がそうだと思います。ですから、小さいときから図形でまず覚える。そのことを小中高の教室全てに張る。

補正予算でも出して、12月でも2月でもやるぐらいの覚悟は要ると思います。それをやり始めると、やっぱり熊本県からやったということであれば、いろいろなところもまねを始めるとは思いますけれども、これはまさに国を守る予算ですよ。国を守る気概を育てる予算ですから、いつか国からちゃんとそういうのも手当てをしてもらえよう日が来るとは思います。まず先行してうちから始める。その覚悟を持っていただきたいというふうに要望しておきます。

○小杉直委員 委員長、それは要望ではなくて答えをもらっていただけぬですか。

○溝口幸治委員長 はい、わかりましたという答えを田崎教育長から聞きたいと思いません。どうぞ。

○田崎教育長 今の御指摘については、私としては大事なことだと思っております。いわゆる学校の教材につきましては、御案内のとおり、小中学校については市町村教育委員会が準備するようになっております。県立学校については県の教育委員会が準備するというようなことになっておりまして、ある意味、県立学校については、県教委として今の御意見を踏まえまして検討していきたいと思っておりますし、また、市町村教育委員会に対しましても、いろんな場での指導、助言を県教委としてもやっていきたいと考えているところでございます。

○山本秀久委員 今委員長が言ったことは大切なことですから、我々も要望しておきます。よろしくをお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかに領土の件はいいですね。

○山口ゆたか副委員長 先ほどから、いじめ問題においても、家庭、保護者の御意見が多々出てきたかというふうに思っております。

そういった中で、今委員長におかれては、家庭教育支援の条例の検討にもかかわっておられますけれども、私も、先日の同僚の浦田議員の質問もさようでありますし、そしてまた、一度このことについては、家庭教育に対してどうにか手だてができないかということで、今県がやっております親の学びプログラムについて質問をさせていただきました。

条例制定の段階でもそうでありますし、さまざまな機会で石川社会教育課長等々にも説明いただいて、現状で来ていると思っております。就学前、そしてまた小学期、中高期、もう全ての段階ができ上がったと思っております。質問を通じて、今後の検証もさせていただくことも前任の山本教育長の答弁でいただいております。

この施策というのは、なかなか短期的に結果が見えてくるというものではないと個人的には感じておりますが、教育長においては、どう感じておられるのか、ちょっと思いを聞いてみたいなというふうに思います。

○田崎教育長 私も、親の学びプログラムの研修会に1度参加させていただきまして、どういふことをやっておられるかというのもいろいろと経験をさせていただきました。

内容としては、非常にいいと言ったらあれですけども、素晴らしい内容ではないかなと思っております。これをどう広げていくのかという点が大事なところだと思います。

親の学びプログラムのそういうところに出てこられる親御さんは、ある意味そういう認識をお持ちの方というふうに思っておりますので、これを、なかなかそういうところに出てくる時間のない方、そういう意識をお持ちでない方にどういう形で広げていくのか。

それは、3歳児健診でありますとか、いろんな必ず親御さんたちが出てくるような場もあると思いますので、そういうところでの活用をしていくということについて、健康福祉部あたりともしっかり連携をとりながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○山口ゆたか副委員長 私も、不参加者の課題ですね、なかなかそういった会合に参加されないという保護者の皆さんのやっぱり手だても必要だと思っております。そういった中

でも、この親の学びプログラムというのは、いろんな経験を得ながら、まだまだ高めていく必要があると思っております。

そういったことも踏まえると、そしてまた、そういったプログラムを進めることによって、一定程度社会的な規範をみんなで確立できるんじゃないかというふうにも、そういった期待もしているところであります。

そういったことを考えると、中長期的にこのプログラムをしっかりとやっていくことが重要だと思っております、その期間について教育長の思いをちょっと聞いてみたいなと思います。

○田崎教育長 今おっしゃられた——ちょっと答えが少しずれるかもしれませんが、この親の学びプログラムというのは大事な事業だと思いますので、いつまでで切るとかそういうことではなくて、しっかりこれからも取り組んでいきたいと思っております。

それと、そういういろんな段階でのプログラムをつくっておりますので、そこの連携についても、これからもしっかり連携ができていくように取り組んでいきたいと思っております。

○山口ゆたか副委員長 最後にさせていただきます。済みません。

このプログラムは、やっぱり教育長も受講されたのであれば、すごく進め方、参加者の主体的な参加によって気づきを与えるプログラムですから、やっぱりこの技術的にも人材の要請についてもかなり難しい側面があるんじゃないかとは私は思っております。

そういったことを考えると、単純に、今トレーナー養成等々で市町村の皆さんにもそういったプログラムを理解していただいて、推進してくださいよという考え方も皆さんの進め方にはあろうかとは思いますが、やっぱり一定期間しっかりしたものをつくるた

めには、やっぱり県教委が主体で、検証も含めて、今後このプログラムをどう消化させていくかが私は重要と思っております、そういった点で期間というのをちょっと聞かせていただいたんですが、やっぱりまだ今でき上がって皆さんしっかりと推進していただいていることは理解しておりますので、その期間やその人材養成、そしてまたプログラムのさらなる向上に向けてしっかりとやっぱり取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

○溝口幸治委員長 市町村に軽々しく渡さずに、市町村とも連携して、県はきちっと責任を果たすということで一定期間責任持ってやってほしいということだと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 じゃあ、済みません、私から1点要望ですが、実は、今議会でも質問がありましたけれども、10月にクルーズ船が入ってくるということで、中国からのクルーズ船が入ってきます。それぞれ八代警察署や八代商工会議所や警備態勢も万全だというふうに推察をいたしますが、やっぱり連日あれだけ中国の暴動等を流されると、一般の県民は、どうなるんだろうという不安感が募ると思います。クルーズ船に乗ってくる方というのは、かなりの身分の方とか、かなりその辺は厳選をされて乗ってくるというふうに聞いておりますが、一般県民にはわかりませんので、やっぱりそういう不安とかいろいろな思いがあると思っておりますので、念には念を入れてというか、最終的にどうなるかわかりませんが、県警としても、ありとあらゆることを想定して今準備をされているというふうに思いますが、万全の態勢をしいていただきますことを要望しておきます。

それでは、本日の議題は全て終了いたしま

した。

10月1日10時から、また会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これもちまして散会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時12分散会

第 2 日 目

(10月1日)

第 5 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成24年10月1日(月曜日)

午前10時0分開議

午後0時6分閉会

本日の会議に付した事件

報告第48号 熊本県教育委員会の点検及び
評価報告書の提出について

出席委員(7人)

委員長 溝口幸治
副委員長 山口ゆたか
委員 山本秀久
委員 小杉直
委員 大西一史
委員 城下広作
委員 橋口海平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎龍一
教育理事 松葉成正
教育総務局長 松永正男
教育指導局長 瀬口春一
教育政策課長 田中信行
学校人事課長 柳田誠喜
社会教育課長 石川仙太郎
文化課長 小田信也
首席審議員兼施設課長 後藤泰之
高校教育課長 上川幸俊
政策監兼
高校整備推進室長 山本國雄
義務教育課長 緒方明治
特別支援教育課長 高橋次郎
人権同和教育課長 池田一也

体育保健課長 城長眞治

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳永一博
政務調査課主幹 桑原博史

午前10時0分開議

○溝口幸治委員長 おはようございます。

それでは、9月28日に引き続き、委員会を開きます。

本日は、報告第48号について審査を行います。

教育政策課の田中課長から報告をお願いいたします。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

それでは、報告第48号熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について、お手元にございます報告書に沿って御説明いたします。

表紙をおめくり願います。

下段の参考に記載しておりますけれども、この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会が、毎年、その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、報告書を作成し、これを議会に提出するものでございます。この後、ホームページへの掲載等を通して公表を行うものでございます。

また、この同条第2項に記載してありますけれども「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定されておまして、くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を開催いたしまして、外部有識

者からの意見をいただいております。

なお、推進委員会のメンバーは、別紙を配付しておりますけれども、別紙でお配りしております名簿の12名の方々でございます。委員長は、県立大学の古賀学長に務めていただいております。

それでは、報告書にお戻りいただきまして、ページをおめくりいただきまして、その次のページに目次がございます。

本報告書は、大きく、1の教育委員会の活動状況と、2の平成21年3月に策定いたしました本県の教育振興基本計画でございます、くまもと「夢への架け橋」教育プラン、これに関する教育施策の実施状況、この大きな2つについて整理しております。

それでは、1ページをお願いいたします。

まず、1の教育委員会の活動状況でございます。

(1)には、教育委員会制度の趣旨を、(2)に教育委員の名簿を記載しております。

23年度は、表の下に記載しておりますけれども、竹屋委員が任期満了となりまして、保護者委員でございます堀内委員、表の下から2番目に記載しておりますが、堀内委員が新たに就任されています。なお、教育長は、23年度でございますので、前山本教育長を記載しております。

その下の(3)には、教育委員会の組織図を記載しております。

次の2ページをお願いいたします。

教育施策及び教育行政の基本方針である県教育振興基本計画の概要、基本理念、基本的目標を掲載しております。

取組状況の欄には、教育プランの進捗管理面を記載しておりますけれども、知事部局と関係課も含めた推進幹事会、それと外部有識者による推進委員会を開催し、取り組みを検証しながら、進捗管理を行っております。

課題といたしましては、プランに示した成果指標が18ございますが、そのうち、夜10時

前までに就寝する子供の割合や大学進学率等の指標について、後ほど説明いたしますけれども、目標達成に至っていないことを記載しております。次に記載の今後の方向性として、これらの課題を受けて、成果指標の目標達成に向けて一層の取り組みを強化すること、それから、教育プランの見直しに向けて、今年度中に策定予定の国の教育振興基本計画に留意しながら検討に着手することを記載しております。

3ページをお願いいたします。

教育委員会の会議についてでございます。

定例会を12回、臨時会を1回開催しております。審議案件を議案ごとに表のとおり整理しております。

次、4ページをお願いいたします。

会議は、原則公開としておりまして、議事録は、情報プラザにて公開し、県教育委員会のホームページにも概要を記載しております。

④実績、この2つ目の丸、勉強会の開催について記載しておりますけれども、各委員会のたびに、議案の審議に加え、重要施策や個別の課題について、委員から投げかけられたテーマや事務局から意見をいただきたいテーマ等についての議論、意見をいただいております。

23年度は、記載のとおり、県立高校再編整備に関することや、それから特別支援教育、それから管理職の選考、それから以前書類ミスのごさいました入学願書の手続の改善策、さらには県立中学校教科用図書採択の件、このときは各委員に歴史や公民の教科書を直接お読みいただき、議論を深めていただいたところでございます。その他、不適正経理再発防止策の検討などについて積極的な御意見をいただきました。

その下の課題や今後の方向性には、会議の状況について、県民へのわかりやすい情報開示や傍聴者や委員に対しても理解しやすい資

料の提供に努めるよう、常に改善を図ることをうたっているところでございます。

その他、教育委員の活動として、(3)に記載のとおり、教育委員による学校訪問や意見交換会、学校行事への参加等、表のとおり実施いたしました。詳細は5ページに記載しております。

課題や今後の方向性には、学校現場の状況を常に把握すること、それから市町村教育委員会等との意見交換を通して課題の解決に努めることを記載しております。

6ページをお願いいたします。

その他課題等への対応でございます。

これは、平成23年度は、東日本大震災に係る対応として、被災児童生徒の受け入れや被災地宮城県東松島市への養護教諭の派遣、それから②に不適正経理再発防止の検証についても記載しているところでございます。

7ページをお願いします。

3の広報活動につきましてでございます。

教育広報誌「教育くまもと」や県内小中学校の保護者に配布しています「ぼとん・ぱす」等の発行、次の8ページになりますけれども、教育委員会ホームページにおける県教委の政策の紹介や県立高校入試や教員採用関係の情報、統計資料等の情報提供、それから通称「C o L a S」といいますけれども、熊本県教育情報システムサイトにおける児童生徒向け、保護者向けほかの教育情報の提供を行っているところでございます。

9ページをお願いいたします。

9ページには、毎年11月1日をくまもと教育の日と定めまして、教育の重要性について県民の理解を得、あわせて、教育関係者がその責務の重大さを自覚することを目的とした取り組みの内容を、そして②といたしましては、記者会見、③では報道資料の提供状況等を記載しているところでございます。

次、10ページをお願いいたします。

推進委員会の意見の欄でございます。

熊本市が政令市になった後、教育委員会活動に際し、熊本市との意見交換等の必要性を意見としていただいております。

活動全般の総括意見として、プランの総仕上げに向けて着実に取り組みを進めるとともに、次期教育基本計画の策定に着手すること、それから、推進委員の意見を受けまして、熊本市との情報交換に努め、連携を深めることなどを記載しております。

次、11ページをお願いいたします。

ここからが、大きな2のくまもと「夢への架け橋」教育プランに関連する教育施策の実施状況として、ここから取り組みを最後のページまで記載しております。

まず、このページには、教育プランに掲げる基本的目標と重点的に取り組む事項についての体系を記載しています。

施策に関する点検、評価も、この体系に沿って、ライフステージ別に、幼児期、青少年期、成年期以降、それと、項目別に、文化振興、スポーツ振興、県立高校再編整備基本計画の進捗状況の順に整理しております。

それでは、12ページをお願いいたします。

ライフステージ別の幼児期の取り組みでございます。

まず、構成といたしましては、幼児期の中の大きな項目ごとに、ここでは、1、家庭の教育力の向上の項目に関して、教育プランに定めます成果指標と重点的に取り組む事項、そして推進委員会の意見という形で記載しております。

また、重点的に取り組む事項ごとに、平成23年度の取り組み状況、計画推進上の課題、今後の方向性というのをそれぞれ記載しています。

その上で、幼児期の分野全体での教育委員会としての総括というのを記載するという形で整理しているところでございます。

ボリュームが、この後多くなりますので、それぞれ成果指標と23年度の取り組み状況の

記載の中から主な取り組みを、それから推進委員会の意見の中の主なものを説明させていただければと思います。

それでは、このページの家庭の教育力の向上についてでございます。

成果指標といたしまして、くまもと家庭教育10か条、この認知率は目標の50%を達成し59.5%に、同10か条のわが家の1か条策定率、これは46.3%と、昨年度32.5%より向上しているところでございます。

主な取り組みとして、家庭教育電話相談事業による相談対応や、くまもと「親の学び」プログラムを活用した家庭教育講座等に取り組みました。

また、13ページ中ほどになりますけれども、平成23年度の取り組み状況欄に記載しておりますけれども、「はじめよう！早寝早起き朝ごはん」のパンフレットを活用しまして、児童、保護者へ生活習慣育成の重要性について普及啓発を行ったところでございます。

13ページ下の推進委員会の意見の欄でございますけれども、家庭教育10か条がようやく浸透しているけれども、わが家の1か条はどれだけの家庭が実践しているか実感できないとの御意見をいただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。

幼稚園・保育所における教育・保育の充実の項目でございます。

成果指標として、夜10時前までに就寝する子供の割合を設定しています。昨年度より割合は上昇していますものの、85%という目標達成に向けて取り組みが必要でございます。

主な取り組みといたしましては、「かがやけ！肥後っ子」事業としまして、幼・保等、小中連携セミナーでございますとか、くまもとキッズウィークを実施いたしまして、基本的な生活習慣の重要性を啓発しております。

また、15ページになります、読書応援ボ

ランティア養成講座を実施いたしましたり、図書館等での絵本の読み聞かせを開催しました。

推進委員会からは、親の就労時間、就労形態により、夜遅く親子がスーパーや居酒屋にいるという状況、祖父母等、高齢者との交流が必要であること、親がしつけができなくなって学校に任せている状況で、家庭と学校が一緒になって取り組んでいく必要がある等の意見をいただいております。

幼児期の総括といたしまして、家庭教育の重要性について、さらなる周知を図ること、幼稚園、保育所、小中学校等関係機関連携のもと、活動を推進することをうたっているところでございます。

続きまして、16ページをお願いします。

青少年期についてでございます。

1の家庭や地域の教育力の向上の項目につきましては、放課後子ども教室にかかわる地域の協力者の数を成果指標としておりまして、目標値は上回っている状況でございます。

主な取り組みとして、再掲した幼児期の取り組みのほか、地域教育コーディネーターの育成、コーディネーターによる家庭教育に対する支援や情報の提供、それから17ページに記載していますが、放課後子ども教室等を実施しております。

推進委員会からは、放課後子ども教室は、ボランティアの参加を浸透させるために、まだ課題があること、学校に地域の方が入っていくことに先生の側の理解も必要であることなどの意見も寄せられているところです。

18ページをお願いいたします。

2、確かな学力の定着とキャリア教育の推進の項目でございます。

成果指標、全国学力・学習状況調査における平均正答率、大学進学率、インターンシップに参加して「進路について考えるきっかけになった」と回答した高校生の割合としてお

りますけれども、現状値は表のとおりでございまして、上2つの指標はまだ目標に届かない状況でございます。

主な取り組みとしましては、家庭、地域と連携した小学校低学年からの基礎学力向上に向けたシステムの推進、放課後子ども教室への学習向上アドバイザーの派遣、それから19ページになりますけれども、教育の機会均等という観点から、県立高校の授業料無償化や育英資金の貸し付け、それから20ページになります。小中学校の各種学力向上対策事業、それから理科教育支援員配置事業、中学生英語力アップ事業、下段のほうになりますけれども、高等学校の取り組みとして、理工系技術者養成を目的とした東京大学視察研修や特色ある学校づくり支援事業、21ページ下段になりますけれども、キャリア教育としての中学生による職場体験、それから22ページに記載しておりますけれども、高校生インターシップや卒業後の離職者防止対策、知事出前ゼミ等の教育講演会等を実施しております。

推進委員会からは、大学進学率だけでなく、自分に合った進路が見つければ社会に出ていくという選択も必要との意見、早いうちに働く意義や自分の将来を考えるよう育ててほしいなどの意見をいただいているところでございます。

23ページ、豊かな人間性と健やかな体の育成の項目でございます。

児童生徒の1カ月の読書冊数と体力・運動能力調査の県平均値に対する偏差値を成果指標としておりますけれども、現状は表のとおりでございます。

主な取り組みとしましては、郷土に対する愛着を深めるよう、本県独自の道徳教材「熊本の心」の作成や人権フェスティバル事業などの人権教育施策を実施しております。

24ページの中ほどにございますけれども、携帯電話やインターネットの適切な取り扱いを取り上げた情報モラル教育、それから水保

に学ぶ肥後っ子教室などの環境教育を実施いたしました。

また、25ページにかけまして、さまざまな体験活動や読書応援ボランティア養成などの事業を推進しております。

26ページをお願いいたします。

がんばる高校生の表彰や高校生県議会、下段になりますけれども、体育実技指導者講習会や地域スポーツ人材を活用した運動部活動の推進など、体力向上の取り組みを行っております。

27ページになりますけれども、学校における歯科保健・フッ化物洗口の推進、性に関する教育などの健康教育の推進、そして28ページになります。保護者等への食育に対する理解を深める取り組みや学校給食への地場産物を活用する食育の取り組みを実施しております。

推進委員会からは、中高生の読書量がふえていないこと、公を大事にするということを教えてほしいなどの意見をいただいているところでございます。

29ページ、特別支援教育の項目でございます。

成果指標の個別の教育支援計画を作成している幼稚園・学校の割合は、全体では88%と目標を達成していますものの、校種別では、幼稚園と高校で目標値を下回っている状況でございます。

主な取り組みといたしましては、看護師を特別支援学校に配置し、医療的ケアを実施するほほえみスクールライフ事業、重度・重複障害を有した児童生徒への教育支援を行う特別支援学校サポーター事業を実施しております。

30ページをお願いいたします。

特別支援学校の整備といたしまして、熊本、松橋、芦北の3校に分教室を開設いたしましたほか、平成26年開校予定の重度・重複障害児童生徒のための新校に係る基本構想を

策定いたしました。また、養護学校から支援学校へと校名を変更いたしました。

下段になりますが、キャリアサポーターを配置して就職支援も行っております。

32ページをお願いいたします。

5の良好な教育環境の整備の項目でございます。

成果指標は、表のとおり、いじめられたと感じた児童生徒の割合、児童生徒と向き合う時間が不足していると回答した教員の割合、県立学校の耐震化率を成果指標としております。いずれも着実な向上を示しているところでございます。

主な取り組みといたしましては、いじめ問題に対しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、いじめアンケートや学校非公式サイトでの調査を実施いたしました。

33ページをお願いします。

下段になりますが、教職員研修の見直しを行いますとともに、授業マイスター認定事業等を実施し、教員の資質向上に取り組んでおります。

34ページに記載しておりますけれども、さまざまな不祥事防止の取り組みも実施したところでございます。

35ページ中ほどになりますけれども、教員が子供たちと向き合う時間の確保に向け、負担感軽減の取り組みや校務の情報化等に取り組ましました。

37ページをお願いいたします。

学校の安全の観点から、学校施設の耐震化、中ほどになりますけれども、学校安全ボランティア、子ども見守り支援事業、交通安全教育、それから38ページでございます防災教育等にも取り組んだところでございます。

推進委員会からは、いじめアンケートについて、子供たちが心を打ち明けることができる環境づくりが必要であること、臨採教員や非常勤が多くなっていることへの改善を意見

としていただいております。

青少年期全体の総括は、39ページに記載しております。

中ほど、道徳用教材「熊本の心」を活用して、郷土を愛する心や公共の精神等を醸成することや、推進委員会の意見を受けまして、いじめ・不登校対策として、児童生徒と教職員の信頼関係づくりなどの心の居場所づくりに取り組むこと、スクールソーシャルワーカーの拡充に取り組むこと、今後、教員採用数を確保し、臨採職員の割合を下げた優秀な人材の確保に努めることなどを総括としてうたっております。

40ページをお願いいたします。

成年期以降でございます。

成果指標である県内市町村における家庭教育講座の参加者数、これは目標値を超えている状況です。

主な取り組みといたしましては、PTA指導者研修や、再掲になりますけれども、くまもと「親の学び」プログラム講座の開催、41ページ中ほどになりますけれども、生涯学習指導者養成講座の開設、それから学校安全ボランティア養成などに取り組んでおります。

推進委員会からは、社会教育、生涯教育は来てほしい人に来てもらえない現状にあると、その旨の意見をいただいております。

42ページをお願いします。

生涯にわたって自ら学習する環境づくりの項目でございます。

成果指標である生涯学習推進センターにおける学習情報提供のホームページ閲覧数、これはまだ目標値に届かない状況でございます。

主な取り組みといたしましては、くまもと県民カレッジの開催や市町村教育委員会と共催した県内6カ所での子育てや家庭教育についてのサテライト教室等を実施いたしました。

43ページをお願いいたします。

再掲になりますが、地域教育コーディネーターの育成や読書ボランティアの養成を実施いたしました。

推進委員会からは、違う文化等に触れることで日本のよさ、すばらしさを再発見する、その継続が必要との意見をいただいております。

総括といたしまして、家庭教育に関心のない保護者への働きかけが課題であること、「親の学び」プログラムの一層の活用により、家庭教育支援を引き続き行うこととしております。

次に、44ページをお願いいたします。

文化振興の面でございます。

成果指標は、表のとおり、伝統文化子ども教室の開催件数の目標値を達成しているところです。

主な取り組みとして、子どもくまもと伝統文化伝承事業や清和文楽の小中学校における出前公演等を実施しています。

45ページをお願いします。

鞠智城の特別史跡推進のための総合報告書の作成、中ほどになりますが、細川コレクション永青文庫企画展等の実施、下段になりますが、人吉・球磨地方古社寺建造物調査報告書の刊行、46ページになりますが、遺跡発掘体験などを実施しました。

推進委員会からは、文化と歴史は、ふるさとに愛着を持つ一番大事な要素との意見をいただき、総括といたしましても、本県のすぐれた歴史・文化の情報発信に努め、子供たちや県民の文化への関心をさらに高めていくこととしております。

47ページをお願いいたします。

スポーツ振興の面でございます。

スポーツ実施率を成果指標としておりますけれども、目標値50%に対し、45%という状況でございます。

主な取り組みとして、RKKと共同開催の県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」行事

でございますとか、48ページに記載のとおり、選手強化等の競技スポーツ振興事業やトップアスリート支援指導者育成事業等を実施いたしました。

推進委員会からは、計画的に、スポーツを続ける環境づくりを継続する必要があるなどの意見をいただき、総括といたしまして、県民が地域でスポーツに親しむ環境づくりや、競技力向上に向け、市町村関係団体と連携してスポーツ振興に取り組むこととしております。

49ページをお願いします。

最後に、高校再編整備等基本計画の進捗でございます。このページには、基本計画の概要を記載しております。

50ページをお願いいたします。

取り組み状況でございますけれども、前期計画により新設された矢部高校、上天草高校、高森高校に通学する生徒への通学支援策を実施しましたほか、中期計画に基づき、玉名高校に併設型中高一貫教育の導入、それから、再編統合により八代清流高校と水俣高校の設置、また、後期実施計画の策定に向けた調査検討を実施いたしました。

推進委員会からは、学校では、ある程度の子供の数があって刺激し合うことが大事であるということや、規模が大きくなることで選択できる科目がふえ、進学の幅も広がってくるなどの意見をいただきました。

総括といたしまして、24年度中を目途に後期実施計画を策定するとともに、進学支援や特色ある学校づくりに必要な支援を実施するとしております。

以上で報告書の説明を終わりますけれども、先ほど述べましたとおり、この熊本県教育委員会の点検及び評価につきましては、この後、本報告書を広報誌やホームページ等に掲載し公表するとともに、情報プラザでも閲覧できるようにいたします。

教育委員会の取り組み状況について、県民

の皆様幅広く知っていただくよう努めてまいります。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

以上で報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いますが、まず、基本的な事項について、私のほうから質問をさせていただきます。

その後、先生方から御自由に質疑をお願いしたいと思いますが、済みません、私のほうから、まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、みずから点検をして評価をするというのが位置づけられ、それに基づいて報告書がつけられております。そして、教育に関しての学識経験者に再度評価をいただくというような流れだというふうに思いますが、そもそもくまもと「夢への架け橋」教育プランに沿って整理を行う方法をとった理由は何なのか。教育委員会のいわゆる1年間やってきたことを評価するわけですから、いろいろな方法があったと思いますが、その中で、この教育プランに沿って整理を行うという方法をとった理由は何かというのが、1点目。

それから、2点目ですが、きょうの御説明では、点検を始めた日、そして終了した日、つまり、この報告書を作成するに当たって、どういう日程で作成されたのかというのがわかりませんでしたので、点検を始めた日、そして終了した日を教えていただきたいというのが、2点目。

それから、評価の方法ですね。

説明によると「夢への架け橋」教育プラン推進委員の方々に評価をやっていただいたということですが、その評価を実施した日が何日ぐらいあったのか、どういう方法で評価をされたのかというのが、3点目です。

まず、その3点についてお答えをいただきたいと思います。その後、あと2点質問を考えておりますので、まず3点をお願いします。

○田中教育政策課長 まず、1点目の教育プランに沿ってとしているところの理由ということでございますけれども、熊本県の教育施策全般にわたる教育振興基本計画というのを5年計画でつくっております、熊本県の教育施策は、この振興基本計画に沿って進めるということをやっておりますので、点検、評価につきましては、施策の点検につきましては、この振興基本計画である「夢への架け橋」教育プランに沿ってしようということを決めたところでございます。

始めたのはというところで2つ目の御質問でございますけれども、これは毎年、点検・評価の方法につきましては、定例の教育委員会の4月の段階で、このような方針で点検、評価をやりたいということで委員会に諮っております。そこで、議決をいただいたやり方で進めたというところでございまして、4月に、この点検・評価の方針を委員会にかけまして、その後、5月、6月、7月と中間報告を委員会にかけております。

途中は、先ほど申し上げましたとおり、「夢への架け橋」教育プラン、これにつきましては、別途振興計画の中には、私学の分でございますとか、大学の分とか、教育委員会の範疇以外のところもございまして、これについては、教育プラン推進幹事会という教育委員会プラス知事部局の関係課、それから県警等に入っていたいただいた推進の幹事会というのがございます。こちらでも御意見を賜りながら、教育プランの進捗状況というのを整理しているところでございます。その上で、推進委員会という、先ほどの学識経験者の方々からの意見もいただいたというところでございます。

教育委員会の点検、評価につきましては、先ほど言いました教育委員会にかけまして、一応最終案といたしまして、先般の8月、案を固めて報告書作成に至ったという経緯でございます。

○溝口幸治委員長 今のところを、もうちょっとわかりやすく……。課長はわかっとなるとかもしれぬですけれども、聞いてるほうはちょっと整理ができませんが……。

○田中教育政策課長 始まったのは、4月10日の定例教育委員会から始めて、8月10日の定例教育委員会、そこまでかけて点検、評価をやったということになります。

○溝口幸治委員長 じゃあ、その後に推進委員会を開いて全体の評価をいただいたということですか。

○田中教育政策課長 済みません、推進委員会は6月27日に開催しておりまして、意見をいただいているところでございます。

○溝口幸治委員長 さっきの8月とおっしゃったのは何ですか。推進委員会を8月に開いたとおっしゃったのは。

○田中教育政策課長 済みません、推進委員会は6月27日でございます。8月は、最後の定例教育委員会でございます。

○溝口幸治委員長 この評価をするためだけに、この推進委員会を開いたということですか。

○田中教育政策課長 「夢への架け橋」教育プランの推進委員会の設置要綱上、これは教育プランの進捗状況に関する検証を行っていただくというのが、1つ大きなものがござい

ます。

これは、先ほど言いましたように、教育振興基本計画自体は、教育委員会の業務のみじゃなくて、それ以外の私学振興がやっている教育行政、それから家庭教育関係等がございますので、福祉でございますとか、全ての知事部局、それから県警関係につきましても、全てを網羅したものが教育振興基本計画でございます。

この点検、評価というのは、教育委員会の分野でございますので、このプランでは教育プラン全体の進捗状況の検証をいただきます。それと、この推進委員会では、それとあわせて、2つ目に、この地方教育行政の法律27条の規定に基づき意見を述べるということのも、この推進委員会の職務としてお願いしておりますので、そちらを6月にいただいたというところでございます。

○溝口幸治委員長 ちょっと今のわかったようでもわかりませんでした。そもそも推進委員会の皆さん方に評価をさせるということについて、どうなのかというふうにちょっと感じてますが、いわゆる教育委員会が1年間やってきたことを、教育行政に明るい人、学識経験者に評価をしてもらうということで、もっと言うと、もっと厳しい目から、教育委員会全体の行政としての取り組みとかそういったものについて厳しい御意見をいただくような人を人選してチェックをさせるという方法もあるんだというふうに思います。

この推進委員の方々というのは、いわゆる「夢への架け橋」教育プラン、教育振興基本計画をつくり込んでいくときの作業に携わっていただく人なので、いわゆる一緒に県教育行政を動かしていこうという人ですよね。教育行政を動かしていこうという人なので、どっちかという、内部というか非常に近い立場にいらっしゃる方々だというふうに理解をするんですが、もう少し厳しい方々に厳しい

目で見ると、いわゆる第三者というか、そういう方々に評価をしてもらおう方法もあったんだと思いますが、そういう議論があったのかどうか、なぜこの推進委員の皆さん方に評価をさせてもらうという方法に落ちついたのかということ、わかりやすく御説明をいただきたいと思います。

○田中教育政策課長 法律第27条の第2項の中でありまして、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るということであって、それぞれの教育委員会で点検、評価を実施しているのが現状でございます。

その中で、本県につきましては、学識経験を有する者といたしまして、この教育プランの推進委員会、こちらの方々の知見をいただいたと、御意見をいただいたということで整理をしているところでございまして、これは申しわけないですけれども、4月の教育委員会で決定してやらせていただいたところでございます。

○溝口幸治委員長 一通り私のほうから質問させていただきましたが、今回私がこれを取り上げたのは、いわゆる教育委員会でみずから点検をして、そして有識者の方々にまたきちっと目を通してもらうと。その上で、議会には今のところさらっと報告する——さらっとというか、こちらが取り上げなかったの、さらっと報告して終わりというような形になっています。

しかしながら、この報告書というのは非常に大事な報告書だと思いますし、これをきちっと点検、我々議会側が点検すること、評価をすることによって、来年度にどう結びつけていくのかということが非常に大事な作業だと思いますので、きょう一日設けさせていただきましたので、この後は委員の先生方から質疑をいただきたいというふうに思います。

どなたからでも結構ですが。

○大西一史委員 いろいろ御説明ありがとうございました。

その大前提としての、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のこの27条の部分に関しては、恐らく我々も、逆にいえば今委員長がおっしゃったように、推進委員にどういう人たちが選ばれるのかは別にしても、厳し目にいろいろ評価をして、問題点をやっぱり洗い出すというような方向性といいますか、をやっぱり持ってなきゃいけないんだろうなというふうに思います。

そういう意味では、我々もやっぱり形骸化をしてきたのかなというふうに——今回委員長が、これをわざわざ別日にして集中審議した意義というのは非常に大きかったなというふうに思いますし、そういう意味では、我々が逆にいえば厳しい目で見えていかないかぬのかなと、ある意味ではちょっと思ったところです。

その大前提とは別に、ちょっと個別の話で入りたいのが幾つかあるんですが、1つは、さっきの説明の中でありましたけれども、家庭教育のところなんですけれども、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供ということで、16ページに家庭教育電話相談事業による相談対応ということで、相談件数193件。

これは、県教委のほうに来たものだろうというふうに思いますが、市町村も含めると相当ないろいろな相談事業が行われていると思うんですが、この中で、特にけさの熊日にも載っていましたが、就学援助に関するような経済的な面での相談というのが非常にふえてきているだろうというふうに思うんですね。数字的に見ても、これは明らかだと思います。

これは、私、6月の一般質問でちょっと取り上げようかなと思って、いろいろ調べていたのであれなんです、そういった相談とい

うのがかなりやっぱりふえてると思うんですが、一義的には県教委で受けるというよりは恐らく市町村教委が受けるということになるんですが、その辺での相談というのは、どういう状況なのかというのをちょっと教えていただきたいというのを、まず1つお聞きしたいんですが。

○石川社会教育課長 家庭教育電話相談事業、社会教育課でやっている事業なんですけれども、今大西県議から御指摘の事項については、全て電話相談については相談員からの報告を受け取って見ているんですけども、今一覧としてどういう相談があったか整理している資料をちょっと御用意していませんので、そういった経済的な問題に関してどれぐらい相談が、例えば23年度であったかについては、後ほど集計の上、御説明させていただければというふうに思います。

○大西一史委員 これはやっぱり教育電話相談事業、これは社会教育課が当然持っている話なんですけど、相当幅広いと思うんですけど、やっぱり教育に関する相談というのは、だから、受ける人たちも、対応する人たちのスキルとか、それからそれを受けたときにどこに適切に知らせていくのか、共有をしていくのかということ、やっぱり相当目を配っていかないかぬのかなというふうに思います。

就学援助の話でちょっと確認をしたいことが幾つかあるんですけど、これはよかですかね。

要保護と準要保護というのが、これ制度的にありますけれども、要保護というのは、ほぼ生活保護の世帯という形でそのままいくというふうに思うんですが、この準要保護に関しては、各市町村別に認定基準を設けているはずなんですけどね。

この認定基準には、私が調べたところ結構

ばらつきがあったと思うんですが、この基準を設定していないところが、私が聞いたときで11市町村ぐらいあったんですけども、これは、認定基準というのはそれぞれの市町村に任せられていますが、これに対するばらつきに対しては、どういうふうにご考慮されているのかというのが、まず1点。

それから、もう一点は、この認定基準と同時に認定率ですよね。要保護・準要保護児童生徒の数というのは、熊本市が圧倒的に9,630人、これは平成22年度で認定率15.3ということなんですけど、これ0%とか0.6とか非常に低いところもあります。やはりこの辺の、周知が徹底されていないんじゃないかというのは、これはやっぱりいろいろあるんですけど、その辺について、どういうふうにご認識を持っておられるのかというのをちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○緒方義務教育課長 まず、認定の基準につきましては、先生がおっしゃったように、例えば生活保護に基づく停止または廃止とか、または収入等々の比較とかあるんですけども、このばらつきというところは、やっぱり制度上、市町村のほうが主体的にやっていくものですから、そのサービスのぐあいがあると思うんですけども、だから認定基準もあると思うんですが、それにつきましては趣旨の徹底というのはきちんとやっけていかなきゃいけないんじゃないかなと思ってるんです。

それから、広報の件につきましては、おっしゃったように、各学校でまず保護者に周知します。または、教育委員会とか、何かのホームページとか、市町村の広報誌とかで周知をやっていますけれども、これにつきましては、先生がおっしゃったように、やはり保護者のほうに周知して、それからスタートですので、これについては機会があるごとにやっぱり周知しているところですが、もう一度そ

のことについてはやっていきたいなと思っていますところですよ。

○大西一史委員 これ、ちょうどたまたまきょう熊日の1面に出ていたので、皆さんもお知りになったと思うんですけども、この周知の方法について特にばらつきがあるのは、私はちょっと問題じゃなかろうかなと思うんです。

というのは、これは市町村が財源的に非常に厳しいから、これをあえてどんどんどんどんPRするというんじゃなくて、ある程度話があったときに、こういう制度がありますよというような形での対応をしているところもあれば、熊本市みたいところは全世帯にプリントで周知するとか、やっぱり方法が随分違うようですね。

だから、この辺に関しては、ある程度市町村のそれぞれの独自性とか、それからそれぞれの教育委員会の考え方というのはあるかと思いますが、ある程度の条件というのはきちっと知らせるということは、やっぱり私は重要じゃないかなというふうに思いますので、この点はちょっと目配りをして、指導、助言というか、市町村とのいろんな格差が、やっぱり市町村間格差が余りこういう同じような制度で出るのはどうなのかなというふうに思います。

経済的に厳しくたって、やっぱり一生懸命努力して頑張っていこうという御家庭があると思うんですよ。だから、家庭教育力以前のこれは問題の部分かもしれませんが、こういったところ、福祉的な面ではありますが、周知を徹底していただくということをちょっとしっかりお願いしたいと思います。

それと、もう1点、続けて聞かせていただきたい。

35ページ、教員が子供たちと向き合う時間の確保ということで、負担感軽減の取り組み

ということで随分いろいろと話が出ていますけれども、前にもちょっと申し上げたかもしれぬですけども、この負担感軽減というのがやっぱりなかなか大変で、現場の先生たち、私もよく学校に行くことが多いので聞くと、やっぱり非常に事務的なものが多いとかいう、報告だとか、そういうものが煩雑になってきているというような話があって、その中で校務のICT化の推進だとかなんだとかというふうに書いてありますけれども、この辺で非常に、導入した当初は、やっぱりかなりこれが面倒だというような声が随分あったんですが、その辺の状況はまずどうかということをお聞かせいただきたいんですけどもね。

○田中教育政策課長 負担感の軽減の観点では、いろんな取り組みをやっていますけれども、大西先生が言われました校務の情報化という形で進めておきまして、これにつきましては、県立関係、文科省のモデル事業等を入れてやった結果といたしまして、1人当たり30分ぐらいの短縮ができたとか、事務的にはもうちょっと短縮ができたという具体的効果が出ておきまして、この校務の情報化の仕組みにつきましては、これを市町村版にバージョンをつくりまして、今市町村に普及をしているところをございまして、今幾つかの市町村に大分導入をして、校務の情報化で能率アップ、効果的な事務処理という観点でやっているところをございます。

当初、初めて入力するときは、いわゆる年休の処理ですとか、そういうのを自分でやるのが大変というのはありますけれども、なれてきたところにつきましては結構いい評価を得ているというところで考えているところをございます。

○大西一史委員 教員が子供たちと向き合う時間をやっぱりいかに確保するのかというの

は、これは非常に学校現場にとっては命題で、昔からの課題だろうというふうに思います。

ともすれば、これ聞こえ方によっては、学校の先生たちが何か楽するためにこうするんじゃないかみたいな話になるけれども、そうじゃなくて、やっぱりきちっとした時間を確保して、その上でやっぱり教育効果を上げていくと、ひいては、当然主体である子供たちの学力がそれでアップするんだということがやっぱり指標にないとだめなわけで、これだけが何かこうひとり歩きしてしまうところがちょっとやっぱり最近多いような気がしますので、その辺のことはちょっと配慮していただきたい。

それから、少人数学級の導入についてここに書いてありますが、小学校2年生における35人学級の実施ということで、これ文科省が、先月末、8月の末かな、公立小中学校で35人学級を導入する学年を都道府県が選べる制度を導入するというような話で方針が決まったということで、2013年度から5年から7年かけてとにかく35人学級にしていくんだよというようなことで今文科省は計画をしているようですが、小学校1年生とか小学校2年生という少人数学級が既に実現しているところと、その後どの学年からいくのかというのでは、小学校3年生から順次やりますよというところもあれば、いやいや、学習内容が非常に厳しくなる中学校1年生からを優先して実施すべきだというような意見もあって、非常に要望に差があったと。だから、この都道府県が導入学年については選択をしいよというふうになったと聞いているんですが、この辺は教員の負担感との兼ね合いもありますけれども、どこが一番やっぱり効果的で、今後どういうふうに進めていこうと思われているのか。

小学校3年生から熊本県としては順次いこうと考えているのか、それとも、あるいは中

1ぐらいからまずは導入して、効果があるところから少人数学級をやっていくというほうがいいのかというふうに考えているのか、その辺の方針をもうちょっと具体的に教えていただければなと思うんですけどね。

○柳田学校人事課長 少人数学級の新聞記事なんですけれども、これは概算要求で財務省に要求する段階での文科省としての方針案でございます。財務省の予算がつかないと決定にはなりませんので、それがまず大前提です。

正確には、まだそういう段階なものですから、内部でそうなったときに、大西先生が言われるように、小学校3年生、1年、2年と来ていますから、3年生からいくのか、いやいや、そうではなくて、やっぱり小学校から中学校に変わるときが一つやはり問題があるので、そこを手厚くという議論は確かに内部であるので、どういう方法が一番効果的なのかというのを、これから内部で検討しようということで、今考えているところです。

○大西一史委員 それはよくわかるんですけども、やっぱりこの辺の検討というのは、少人数学級の話は、もう10年ぐらい前からずっと言われ続けている話で、金との関係、財源との関係というのはいつも言われるから、これはなかなか難しいというのはあるかもしれません。

ただ、文科省が、ある意味では、概算要求をするということは、そっちの方向にシフトするということがもう明らかですよ、お金が認められるかどうかというのはまた別にして。財務省のほうは、これ義務教育標準法というものの改正にはちょっと待てと。小学校2年生まで改正しているんですね。（「いや、1年生」と呼ぶ者あり）1年生までか。2年生以降は改正をせずに、要は経費拡大をやっぱり抑えるために、その教育予算の中でやれ

というような形に多分なっていると思うんですね。

いずれにしても、熊本県として、国の予算が決まらぬとどうという視点も大事なだけけれども、やっぱり少人数学級って、そもそもどこでどうやったらお金がない中でも効果があるのかというのは、絶えずやっぱり考えておかなきゃいけない私は課題だろうと思うんですね。

そういう意味じゃ、ちょっと今答弁を聞いていると、いや国が決まればそうしますみたいに聞こえるものだから、やっぱりそういうものではなかろうなど。教育の地域性とか自主性とか考えた場合に、本当に35人学級というのを全てのところに導入することが財政的な面も含めて効果があるのかどうかというのもやっぱり大きく検証していかないかぬのじゃないかなというふうに思うんですけれどもね。

その辺は、どうなんですかね、方向性として。財務省とか文科省がどうこうという前に、熊本県教育委員会としての意思というのを聞きたいんですね。

○田崎教育長 今、国の状況については柳田課長のほうから御説明しましたけれども、それにちょっと付加して、私が聞いている情報をちょっともう少し説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、文科省のほうは、ずっと今子供が減っているものですから、いわゆる標準法でいけば、子供が減るのに従って教員が減っていくという中で、それを現在の教員で、それを減らさない形の中で、その部分を使って今後の少人数学級にそれを使っていきたい。それをやる時には、今いろんな意味で、文科省のほうから、加配なんかも、少人数だけじゃなくて、いろんな学習支援でありますとか、チームティーチングの加配であるとか、そういう加配も各県にもいただいております。そのあたりがどうなるの

か。

いわゆるこの少人数学級のほうをすることで、そっちのほうを減らしていくようなことも一部聞いておりますので、そうすると、非常に県の教育委員会としては、本県としては困る部分があると。少人数学級よりもそういうところにニーズがある部分もあるというようなこともございますものですから、そのあたりについてもしっかりと、そのあたりを見きわめないと。例えば今おっしゃったように、中1ギャップがあるからそこにやりますとか、そういうことを、何といたしますか、そういう少人数学級が始まるという前提で、じゃあそれしか使えないというようなことなのか、いや、そうじゃないよと、どこの学年で使うのか。

もう一方、今ある加配をそれで認めていくよということになると、県教委としては、どこかに、小学校3年とか中学1年じゃなくて、今の加配をその部分で確保していきますよとか、ちょっとそういう思いもあるものですから、現時点ではちょっとまだそのあたりの状況を見ながら考えていかなければいけないと私は思っているところでございます。

○大西一史委員 今教育長の答弁で、大体の――いずれにしても、これからだなという感じなんです、国がこういう制度をがんと打ち出して、報道をされて、私たちはそれを受けてみるけれども、素人目に見て、本当に、ただ単に画一的に35人学級でずっと象徴的にいきますけれども、果たしてそれが本当なのか。

さっき言われたように、チームティーチングだとか、そういった先生たちの状況を変えることで、もうちょっと自由にマネジメントできるようにすることのほうが、むしろ現場のその負担感の軽減も含めて、教育効果を高めるという意味では、私は意義があるんじゃないかなと思います。

そうなると、熊本県としての方針を、ある程度、これが熊本県としてはこういう形でいくのが望ましいと、ただ、今県の財政だけではなかなかできない部分があるから、それは国でこういう制度を創設してもらえぬだろうかというような、やっぱり提案型というんですかね。まだやっぱり受け身な感じがするんですよね。なかなか難しいと思いますが、ただやっぱりそういう観点でぜひやっていただきたい。

これは、推進委員会の意見なんかを見ても、少人数学級の少の字も出てないんですよ。多分議論も余りなかったのかなというふうにはちょっと思いますけれども、本当に熊本県でのその辺の位置づけというのをちゃんと考えていかないと、やっぱりだめだなというふうに思います。

だから、これ以上掘り下げても答弁が多分できないと思うので申し上げますけれども、国に対して、これから予算を上げていくという中でそういう制度にしてくださいよという要望、提案——国への提案というのを毎年やっているわけですから、それはぜひその中に盛り込んでいただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○溝口幸治委員長 推進委員の方は、何かそこは議論がありましたか。あったかなかったかだけで結構です。

○田中教育政策課長 その件には、特になかったかと。

○田崎教育長 済みません。その点も補足させていただきます。

先ほどの推進委員会の開催時に、先ほど大西委員のほうからあったような国の方針というのがまだ出ていなかったのではないかなと思っております。そういう意味で議論がなか

ったのだらうと思っております。

○溝口幸治委員長 それなら、なお寂しかですよね……（「ええ」と呼ぶ者あり）という論理展開になっていくと思います。

ほかにございませんか。

○小杉直委員 きょう、委員長の計らいで教育委員会の点検及び評価報告書の審議をしていただくことになりましたが、大変勉強になっております。

教育委員会の業務は範囲が広いんだというふうにつくづく感想を抱いておりますが、せっかくですから数点についてお尋ねしますが、最初3ページ——教育委員会の定例会が12回ですから、月に1回ですたいな。一部の有識者のコメントでは、定例会が少ないんじゃないかということは他県でのコメントも出ておるわけですが、これの1回をちょっとふやすということができないものかということ、もう1つ、あわせて、議会で委員長がお見えですけども、なかなか議員たちの質問もそっちに行かないということもあるかもしれませんが、教育長のほうで答弁をするという傾向がほとんどなんですたいね。熊本の場合には、せっかく美しい委員長があそこに座っておられますので、今回もう御勇退されますので残念でございますが、議会答弁をもう少し教育委員会の委員長に振り向けるということはどうですか。まず第1点、これをお尋ねします。

○田中教育政策課長 3ページに出ていますとおり、定例会といたしましては、今のところ、決まった回としては、毎月第1火曜日という形で決まっています、12回という形でやっていますけれども、臨時会を今年度は1回しか開いておりませんが、案件がありますときには臨時会を開くという形で、そこは複数回開くというのは可能でございます。

す。

それと、2つ目の委員長の質問につきましては……。

○田崎教育長 2点目の委員長の質問については、済みませんが、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、質問のときに誰に答弁をしてもらうかということについては、質問される方から御指定を受けている形でございます。中には、やはり委員長から聞きたいという場合には委員長答弁という形になっておりますので、その点については、御質問される方が委員長にということであれば、我々としても、そこは対応していくことになるのだというふうに認識しております。

○小杉直委員 わかりました。

私の経験では、私が質問しようとしたときに、委員長よりも教育長にというような希望があった経験がずっと以前にあったものですね。それは一つの例え話で、済みません。

2点目が、大西委員も質問されましたが、家庭教育の問題ですたいね。

順を追っていきますと、13ページをあけてもらっていいですか。

家庭教育10か条の件ですが、わが家の1か条はどれだけ家庭で実践されているか実感できないということですか。

それから、15ページ、推進委員会の意見の中に「親がしつけを出来なくなっているため、家庭でのしつけを学校にまかせている状況があり、家庭と学校がお互い反省の中で取り組んでいく必要がある。」というふうな意見ですたいね。

それから、32ページ、これは大西委員もおっしゃっておられましたが、児童生徒と向き合う時間が十分でないと、約70%が現状値として出ておりますね。

それから、43ページ、総括の中で「家庭教育に関心のない保護者への働きかけが課題である。」というふうになって、いろいろ書いてありますが、どうですか、この家庭教育に対する教育委員会の現状と今後の課題、具体的には、どういうやり方を教育委員会としてはやっつけようと考えておられるか、お話しできる限りでお聞きしたいと思います。

○石川社会教育課長 今小杉委員から御指摘がありましたとおり、家庭教育については、これまでもずっと進めてきてはおりますけれども、幾つかの課題であったとおり、本当に家庭教育について問題意識を持ってもらいたい人に持っていただけないとか、あるいは学校で行っているようなPTAの総会であるとか、あるいは家庭教育の講座みたいなものもなかなか参加していただけていないと、こういったものが今でも課題として残っているかというふうに感じております。そのためには、どうしても即効性のある、これをやれば絶対どんな人もというものはないと思いますので、やはり地道な活動が必要だと考えております。

そういう中で、今後の方向性でも幾つか書いておりますけれども、1つは、家庭教育10か条の周知ということですが、これは平成17年度からずっと行っているところで、認知率も6割弱まで高まっていると。こちらは、全国的に見ても、教育基本法の改正がある前から、家庭に常時こういうことを守ってもらおう、大人として守ってもらおうという画期的な取り組みだったと思っておりますし、また、その中で、1つは空欄にしておいてわが家の1か条というところをつくることで、家庭の中で家庭教育あるいは家庭のルールということについて御家庭で話し合ってもらおうという意図を持っておりまして、こちらは全小学校1年生の親に配付しておりますので、そういった形で、まずは少しずつ問題

意識を持ってもらうというのを進めていきたいと考えております。

また、くまもと「親の学び」プログラムというものは、従来の家庭教育講座とかの講義のようなおきたい形式ではなくて、少しゲーム的な要素も取り入れながら気軽な気持ちで参加してもらったり、気軽に自分の子育ての悩みとかを話してもらおうという意図を持っておりまして、まずは参加してもらう、あるいは簡単に参加しやすい雰囲気をつくるというために、くまもと「親の学び」プログラムの普及をしております。

こういった、例えば10か条の普及、あるいはくまもと「親の学び」プログラムの普及ということを通じて、なかなか出ていきにくい保護者の方々というのを、学校を中心として行っている家庭教育の支援に巻き込んでいきたいと、こういうふうに考えております。いずれにせよ、即効的なものではないですが、一つ一つ地道に築き上げていくべきものだというふうに考えております。

○小杉直委員 はい、わかりました。

それに関連して、15日が肥後っ子の日です。14ページにも載っていますが、肥後っ子の日の普及浸透はいかがですか。

○石川社会教育課長 肥後っ子の日につきましては、たしか現在、浸透率、県民の認知率が7%前後だったというふうに承知しております。こちらについては、少し配布法、周知の方法が違うということもあるんですけども、今は10か条との関連性も強いということで、肥後っ子の日をPRする資料の裏側に10か条が書いてあるようなものもつくることで、10か条の認知率は比較的高うございますので、あわせて周知していくということで進めていきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 統計は魔物といいましてね、

統計で全てを判断するというのは、いろいろな問題がありますが、肥後っ子の日の普及浸透率が7%というのは、いかにも低いというふうに思いますけれども、家庭10か条の周知も、6割弱が周知、浸透しておるというふうにおっしゃいますが、あと4割、40%の浸透が非常に大事なんですな。60%までは、多分、中には積極的に取り組もうという親もおられると思いますから、残りの40%に浸透、周知させるというのがまた大きなポイントだろうと思うですたいな。

肥後っ子については、7%ということですが、これも10か条とあわせてしっかり浸透していくように取り組んでいただくようお願いいたします。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 私は、ちょっと全体的などうか、確認したいと思います。

例えば、授業料。

先ほども話が出ましたように、授業料減免の申し出をされたときに、例えば、その家庭に、担任の先生が、どういう状況でそういうふうになるのかということ、まずは訪問をして、実態を把握して、そして、そのことによって、その生徒はどういう気持ちであるかということ深く一人一人対話をし、そして全部掌握するということが、まず現場でなされているのか。そういう環境ですね。

それと、もう1つ、今度は給食費。

払っている、払えない、わざと払わない人もいるとか、いろいろ聞くけれども、過去にいっぱい問題になりました。例えば、こんなところにも訪問をして、どういう状況でその親御さんは考えて払わないとか、そして、それに向かって払うようにするには、どういうふうな話し合いを細かくするとか、こういう具体的な細かい部分。

現実に、その担任の先生が事細かく必ず一件一件出向いてそういうことを現実にやられているのか、難しいのか。何かその辺の最終的な、ある意味では子供の気持ちもしっかりわかり、その子供も、そういうことをどう受けとめているかという。そこまで解決するための現実の努力というのは、どこまでなされているのかなという部分ですね。

それと、例えば授業参観なんかが仮にあるとすると、ここに一切親が運動会や授業参観にも全然出ない子供はクラスにどのくらいいて、どういう家庭で、どういう背景だという、全て子供の環境とといいますか、家庭の環境とか、その辺をどうつかみ、実際にそれをどう手を打っているという、その辺のちょっと全体的な雰囲気。

もしそれがなかなかできていないということであれば、それは問題だし、やっていますといえば、それはそれでいいんですけども、それで向上していつているのか、その辺の現実の話をちょっと教えていただきたい。わかる範囲で、今全体。

○瀬口教育指導局長 先ほどの授業料減免の申し出というお言葉がありましたけれども、授業料は、現在は公立学校のほうでは無償化になっておりますので、私学のほうの問題だろうと思いますけれども、あと、給食費等を払えない問題等につきましては、やっぱり各学校のほうで、担任等を通じて、家庭の状況等につきましてはやっぱり状況把握等に努めて、できるだけ支払いが可能になるような方策等について相談をしているというふうに捉えております。

また、保護者の方々への協力態勢も、PTAを中心に、授業料を払えない状況の家庭のところにもいろいろ相談等に乗っておられるというふうに伺っております。

それから、授業参観、PTA総会とか学校に出てくる機会に来られていない家庭に対し

てはどうかというようなお話ですが、これも各学校の担任のほうで把握しておりますので、欠席されている方々については、内容等の周知につきましては徹底するように家庭訪問しながら周知に努めておると。できるだけ学校のほうに出向いてもらうように協力依頼を常々やっているというふうに思っております。

○城下広作委員 例えば先生も、ベテランの先生がいたり若い先生がいたり、得手不得手もあるでしょうし、特に若い先生なんか親がかなり年上の部分で、なかなかそういう部分で深く入ってそういう子供の部分の気持ちと親の気持ちがある意味で深く察して話ができるかと。いろいろその温度差もあると思うんですよ。

要は、そういう部分が結果的にいじめに発展してみたり、ある意味では健全なというか、そういう子供さんと差別があつて、それが結果的にいじめられるようなこともよくあるケース。そして、結果的には、その延長がまた不登校になって、1,000何百人が現在いるとかというのもあるから、結局今非常に論議されている家庭教育というか、非常にこういう家庭の影響はもうこれは絶対大きいと思います。

そのときに、そういう状況、先生が担任をして、先生がどこまでそこをやっぱり情熱を持ってやるかというのが大事なんだけど、現実には忙しい。だから、なかなかできにくい。だから、空回りする。そしたら、その形をどうやって打開するかと。

いろいろな人たちを入れるというような形もあるけれども、この辺がやっぱり具体的に本当に問題があれば、やっぱりしっかりと、ある意味では今まで以上に絡んでいかないと、私は決して——だんだん環境が悪くなる人はふえているような感じがしてならないんですね。

例えば、夜10時なんか寝ようなんていう話をしているけれども、これ今各部屋みんな持っているから、また、親も全然そういう時間のバランス感覚のない人がいるから、子供なんか結構夜中に居酒屋にばんばんいっばいいますよ、ファミレスなんかにも。あんな親御さんたちを、いい悪いは別として、どうやって話をして、その価値観がいろいろあって、それがなぜ悪いという人もたくさんいるんじゃないかと思うし、ある意味では親のファッション感覚で子供の髪の毛を染めたり、衣服なんか奇抜な部分なんていうのはいっばいいますから、こんな話をどうやって実際にやって理解してもらうのかと。そして、ばんばんばんばん文句を言う人がいっばいいるというようなことも聞きますから、大変つらいだろうと思いますよ、学校現場の先生方は。

そういう問題をいろいろと考えるときに、どうすればいいのかと。もう授業の部分だけでも忙しい、だけど手が足らないと。意外とそっちのほうで、逆に充実できない部分の環境があるんじゃないかと心配するけれども、その辺の本音というか、現場の本音の部分はどうなんでしょうか、実際に。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

学校の現実といたしますか、大変多くの困難を抱えた子供たちがたくさんおりますが、どの学校でもほとんど毎週1回学年会を開きます。その中では、今困難を抱えた生徒については、各クラスから出されてまいります。その生徒に対して、もちろんおっしゃったとおり、御指摘のありましたとおりに、担任には若い担任もおりますし、ベテランもおります。非常に困難を抱えた生徒には、教育相談であったり、あるいは学年主任であったりというベテランの教員と一緒に家庭訪問をするというのが今の多くの形でございます。

そして、非常にこれはもう学校全体で取り

組む必要がある生徒だという場合には、それぞれ学校によって名称はつけておりますが、生徒サポート委員会であるとか、そういう委員会の中で全体のものにしていく、ケース会議を開いていくというような取り組みをほとんどの学校で今取り組んでおります。

それでも一つ一つの事象が非常に難しいケースがあって、解決がなかなか困難な場合ももちろんございますけれども、日々学校では困難な子供に取り組んでいるという現実がございます。

○城下広作委員 わかりました。

○緒方義務教育課長 義務教育課です。

先生がおっしゃったように、やっぱりいろんな状況の子供がいます。今高校教育課長が言いましたように、まずは担任が一生懸命かわるわけですが、その中で、小中学校は、特に毎週1回子供を見つめる会等々をやって、必ずそこで全職員共通理解することにしておりますので、そこで、厳しい子供についてはやはり学年で対応したりとか、不登校等が考えられますものには不登校対策検討委員会をやりまして、本当に、背景に本人だけのものじゃなくて経済的な問題とか家庭的な問題が生じているということがわかれば、今SSWを配置しておりますので、そういう関係機関と結ばなきゃいけないというときには、ケース会議を開いて厳しい子供に対しては当たっている状況はございます。

○城長体育保健課長 体育保健課でございますが、給食の未納についてでございますが、昨年度までは義務教育課が担当でありましたけれども、今年度からは体育保健課が担当しております。

大体この内容としては、規範の問題と、それから経済的な問題、大きく2つに分かれ、大体半々ぐらいの形で未納の原因になってお

りますけれども、これまでに完納が続いている市町村の取り組みの例を申し上げますと、代表的なところでは、地区ごとにPTA担当者を決めて、家庭訪問しながら徴収を行っているというのが非常に効果を上げているようでございます。

あるいは、代表的な例としましては、電話や文書による繰り返しの請求を行っているとか、あるいは未納者の方と面談をします。これは、担任だけでなく管理職も行く場合もございますけれども。それから、納入方法についても、幾つかの納入パターンを設けて、口座引き落としにするとか、そういう形。

それから、経済的な理由がある家庭への対応については、就学援助費の受給を勧めて、給食費納入を確実にするとか、あるいは児童手当等の役場の窓口支給時の面談を行って、それを使う。それから、未納対応マニュアルを作成して、各学校で検討委員会を設置して実施すると。そういう具体的なものを各学校あるいは市町村ごとに工夫をされておられるところは、かなり完納というところが多いようです。

こういう事例を紹介しまして、未納のところについては、やり方等について研修会等を開いて実施しておりますので、徐々に未納の部分が減ってきているという状況でございます。

以上です。

○城下広作委員 わかりました。

非協力的な人がまかり通るような形、これだけはやっぱり防いでいかないと、子供たちも不信になるし、それをそのまま学んで自分たちも非協力的な人間に成長したら大変なことになるから、しっかりと親御さんと話をし、そしてやっぱりそういうふうに関心を持ってもらいたい。人が足りないなら、アイデアを使って人の補充をするという

ことも当然大事なことだというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

○石川社会教育課長 社会教育課のほうからも補足させていただきますと、今はどちらかというと、そういった問題を抱えている児童生徒へのケアという観点からかなと思いましたが、当然やっぱり家庭に対する直接的な働きかけも大事だと考えておまして、先ほど、夜10時といった生活習慣の話についても、単に夜早く寝ましょうということだけではなくて、こちらの報告でも入れました、例えば「早寝早起き朝ごはん」のパンフレットというところでは、生活習慣の定着と学力の関係であるとか、生活習慣の定着と自己肯定感であるとか、そういう人間性の成長の面といった科学的なデータも入れることで、関心をより持ってもらうという試みをしたり、地域教育コーディネーターの中では、主に家庭教育支援に取り組む形で市町村で活用してもらっているところもありまして、そういうところでは、先生が大変なところを地域教育コーディネーターがサポートして、問題のある家庭に訪問して悩みを聞いたりというようなことの試みをすることで、学校だけではなく、そういう地域力も使って家庭を支えていくということが大事だと思っております。そういうことを進めているところでございます。

○山本秀久委員 私もせんだって家庭訪問の件を申し上げたことがありますね。ただ、本当に家庭訪問の後——各学校はやっているんでしょう、家庭訪問は。その分析はしているんですか、そのデータの分析は、各学校で。家庭訪問をした後の結果や内容は、してない。

○溝口幸治委員長 家庭訪問をやって、どういうふうに整理をして、次どう生かしていく

かという仕組みについて。

○緒方義務教育課長 先日ありましたけれども、家庭訪問というのは、保護者と意見交換をして子供たちをともに育てていくという観点から非常に大事だと思っています。

各学校では、家庭訪問を行った後に家庭訪問の結果について整理をしまして、職員会議に諮ったり、または校長に報告したりするような体系をとっております。必ずメモしまして、職員会議に課題等については報告するようにしております。

○山本秀久委員 それだけじゃなくて、その後、そこに問題点が生まれてきとるはずだ。今いろいろ各委員の方々が申し上げておること自体が起きてるわけなんだ。その分析をしてないで、こうやって文章を書いたって、なるはずがないんだわな。

だから、家庭訪問の中に初めてその問題点、給食の問題、道徳の問題、いろんなものが生まれて、ああ、あの家庭ではこういう点が欠落であるな、この親御さんにはこういう欠点があったなということがわかるはずだ。そのための家庭訪問じゃないんですか。そういうのを分析して、問題点をちゃんと把握しながら、それを片づけていくようなやり方をしないと、この問題等は片づかぬと思うんだ。ただ、資料だけに基づいてやったって、その分析が何のための家庭訪問か、意味がないんじゃないかな。行った中で、その家庭の事情とか、子供の状態とか、親と子供との会話の問題とか、いろんな環境の問題が分析できると私は思うがな。

だから、前にも私は家庭訪問というのをどういうふうなやり方をしているかと。前に、ある程度私は自分で体験したことだ。うちの孫の家庭訪問があった。そのとき、私は黙って見ていた。そしたら、うちの家内とか孫の嫁とか、嫁なんか丁重に座ってお出迎えし

た。そしたら、さっと上がってきた。立ったまま、こんにちは。そういうことを平然とやるわけだ。そして、これは私が見とった面だ。何という無礼なやり方だな。普通なら、教育者ならば、相手が座っているんだから、相手も腰を落として、座ってでもいいから挨拶を受けるべきではなかろうか。立ったままですよ。こういうのが教育ができるかと、俺は思ったんだ。私は黙って見とった。だから、そういう点で、私は、家庭訪問というのは大変重要な問題が絡んでいるということが何で学校教育では重きに見とらぬかということ。

これは、ある民間の人が言った。ある車がすれ違って、一方通行だから待っていたと。見たら学校の先生だったと。挨拶もせぬで、すつと行った、待っているのが当たり前だという態度をとられたと。普通の一般人は、待っていれば手を上げたりクラクションを鳴らして通っていく。それが、学校の先生が挨拶もせぬで、すつと行ったと。当たり前だというような面をしていった、腹の立ったという意見もあった。そして、そういうふうな家庭訪問をしとれば、給食の問題、いろんな問題も、意味がわかってくると思うんだがな。

払えないところは大抵パチンコに行っている家庭が多いんだよ、言うちゃ悪いけど。児童手当なんかもらいながらもね、ほとんどがそういうふうな給食費を払わないでパチンコに通っている人たちが多という話も聞いとる。だから、実態を把握してみれと、私はある者らに言うて、把握今しよるわけだ。

そういう実態というものが——だから、家庭訪問というのは本当におろそかに考える問題じゃないんだ。あらゆる面に分析ができる材料が出てくると私は見とるんだ。それに対して、一つ。

そして、さっき小杉先生がここで言った。家庭教育の向上に対しては、実感が生まれてないというようなことが生まれてきとる。そ

れはなぜかと。生まれるはずがないんだよ。そういう分析がないんだから。そういう分析した中にこういうものが確実に生まれてくると私は確信を持つてるからな。

そして、これはもう1つ。町民体育祭なんかがある。そうすると、学校の校長先生たちが町民体育祭に顔を出す。私は、行ったとき、必ずおる人に全部に挨拶する。おはようございます、おはようございます。せぬとが2〜3人おったから、あれは誰かて聞いてみたら、学校の先生だった、はっきり言うて。あれはどこの校長さんですと言われた。全部こっちから挨拶しとっとだからな。おはようございます、きょうはお世話になりますと、こう挨拶して運動場の中をずっと歩いていった。ほかの職員なんかはみんな、おはようございます、おはようございます、みんなしている。2人か3人おった、立ったまま、こう。あれは誰かと俺は聞いた。学校の先生だった。そういう実態だ。はっきり言うてく。名前まで言ってもいいけど、言わぬ。誰だと聞いた。そういう情勢。

だから、私が家庭教育の問題、家庭訪問の問題をさっき取り上げたのは、そういう意味で言ったんだ。そうした物事は、今各委員の先生方が言ってる問題というのは分析できると私は見とったわけ。そういう意味をよく含んでください。

○溝口幸治委員長 はい。そういう御意見ですので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○山口ゆたか副委員長 ちょっと27ページの性に関する教育についてお尋ねさせていただきます。

WYSH教育というのが書いてありますが、これワイスかなんか略して読むらしいんですけども、私もちょっと興味がありまして調べさせていただきました。

調べた中でも、性教育として、今一つの教材として使われているんだろうなと思いますけれども、ほとんど情報が公開されていないですね。正直申し上げますと、政務調査費を使って研修に行ってみようかと思ったら、すごく高額だったんですね。行けるような額ではないと、個人で。そういったところからすると、なかなか、このWYSH教育というのが、どういう形の性教育なのか、全然把握できないので、ちょっと説明いただければと思います。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

いわゆるウイッシュ教育というふうな呼ばれ方をしております。これは、Well-being of Youth in Social Happinessという英文の略の頭文字をとったものがウイッシュ教育というふうに言われているんですけども、略としては、若者の真の幸福を願うプロジェクトという意味で、京都大学の大学院の木原准教授が一応命名されたものを、文部科学省が、この考え方は現代における性に関する教育において重要な核となる考え方だということで、文部科学省を通じて、各都道府県にこの推進を図るような施策で、本県も十分それを承知した上で推進しているところでございます。

WYSH教育の特徴というのは、4つ上げられておりまして、知識とか情報だけではなくて、行動、それから意識、この変容を目指す。実際、保健教育として、いろんな知識だけではなくて、それを行動に、あるいは自分のものとして意識ができるような、その変容を目指すものがWYSH教育の一つの特徴と言われております。

それから、ソーシャルマーケティングを基礎とするというふうに言われているんですけども、実際、その現状を、よく実態を把握して健康教育にそれを結びつけると。生徒の

実態をしっかり理解をして、また、そのニーズに応えるということが、実態把握を基本とするということがまた上げられております。

それから、最後に、他人ごとの教育から自分の教育と。こういうことが起きている、こういうことが世の中に起きているんだよという教育ではなくて、自分たちにも起こり得る、必ず人ごとではなくて自分の問題として考えなきゃいけないんですよということを強調する、そういう意味で、これまでの手法とは若干ポイントを変えたところというのが、この特徴でございます。

最終的な、WYSH教育の最終ゴールと言われているのが、大きく2つ分けられるんですけども、1つは、狭義の目標として、性の問題から子供を守ると。そういう性被害に遭わないためにはどうしたらいいのかと、そういう危険から自分を守るということ。それから、こういう行動をしたら、そういうふうになり込まれるということ。あるいは、社会性に関するものでは、社会性を身につけると、こういう目標がございます。

最終的には、広義の目標としては、先ほど申し上げましたように、将来全ての若者が自分の長所を伸ばして幸福になろうという大きな目標が2つ上げられておまして、これは、これから性に関する教育を進める上では非常に重要だというふうに、本県でも、この先生の、あるいは文科省が示したものを、WYSH教育を教えるのではなくて、WYSH教育の理念に基づいた性に関する教育を進めるということで、今この考え方を浸透させながら、実際の性教育を進めているというところでございます。

○山口ゆたか副委員長 なかなか、我々の時間割りの感覚で行くと、高校教育も含めて、小中も含めてなんですけれども、そんな広義な意味合いを含めた中で、方向性としてはWYSH教育がいいんだろうと、文科省もお墨

つきをつけたということだろうと思えますけれども、性教育の時間って、そんなに確保された——正直言うと、1学年のときに例えば1時間か2時間あったかぐらいの、1時間の意識しかないんですよ。

そういった広義の意味で、性教育が広義な内容を教えるのかなというのが直感的なところで、もし文科省がお墨つきをしたということであれば、もうちょっと——今課長が言われた内容というのは、おおよそネット上、ホームページ上には記載はされているんですよ。それをどう教えるかが、我々は、その内容が、今まで性教育については我々も問題視して扱ってきた経験がありますので、そういったところをもうちょっと情報開示されてもいいんじゃないかなと直感的に思って、今の情報の量だと、やはりちょっと疑念を抱いてるんですよ。

皆さんも、当初、モデル的に、例えば高等学校だったですかね、済々黌とかで導入されたんですよ。これを小中高、特別支援学校も含めて、今後そのやり方を推進されるようなんですけれども、もうちょっと詳しい内容を開示すべきではないかというふうに感じております。これを使う使わないにしろ、どういった性教育になるんだというのをもうちょっと教えていただければなというふうに思います。これはもう後で構いませんので、よろしくお願いします。

○小杉直委員 関連してよかですか、性について。

今副委員長の質問に関連して、ちょっとお尋ねしますが、27ページの「人工妊娠中絶実施率は改善傾向にあるものの」ということですか。全国的に、未成年の性病は全国で上位を争っている時代が数年前まであったわけですが、性病とこの中絶の実施率は全国的に熊本はいかがですか。

○城長体育保健課長 性感染症とそれから人工妊娠中絶率については、悪いほうで高い数字をずっと示しておりまして、特に人工妊娠中絶率につきましては、10代に限らず、平均では、昨年度は残念ながら第1位という状況でございました。

ただ、未成年者につきましては、最近改善をされておりまして、昨年6位までまた上がってしまったんですけれども、その前が25位、その前が10位とだんだん順位が下がってきたんですが、25位のときには全国平均のところまで行きました。

この分析をずっとやっておりますし、なぜこういう事態になるのかということで、実は山口副委員長から今お話しありましたように、具体的には、このWYSH教育の中で、実際危険から身を守ると、そういう性感染症あるいは人工妊娠中絶をしなくていいようにするために、ことしは人工妊娠中絶率を下げるときの内容と、それから性感染症にかからないために、この2つに絞った手引の作成に取りかかりました。

これは、学校関係者以外で婦人科の先生にも入っていただきまして、お医者さんにも入っていただいて、具体的にどういう内容を学校現場でどのように教えるのかということを確認に2つに絞った手引をつくらうとしております。

その委員のお医者さんにお聞きしましたところ、どうして熊本県はこんなに全国的に高いんでしょうかと申し上げたところ、いろんな理由があるかもしれませんが、一つの理由としては、手術代が他県に比べて非常に安いので、他県から来ている方も多いということはおっしゃっておられますけれども、ほかにもたくさん理由はあるかと思いますが、現実の問題としては非常に高いので、その点に関して、特に力を入れて、WYSH教育の中でもこれを中心にやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小杉直委員 性病は。

○城長体育保健課長 性感染症も非常に高いので、そのための手引をつくる中で、人工妊娠中絶率と、それから性感染症に関する、それを避けるための具体例を手引の中で示しながら進めていきたいと思っております。

○小杉直委員 性病の順位。

○城長体育保健課長 ちょっと今手元にありませんが、現段階では横ばい状態で大きな変化はないようです。

○小杉直委員 横ばい状態というのは、上位で横ばい状態の話だな。

それで、もうちょっとスキンの使い方、スキンの普及——近代諸国では、スキンを手軽に買われる、手に入れる、あるいは無料で配るといふところもあっておりますもんね。

だから、熊本にいろんな歓楽街がありますな。それから、ホテルに行く管理売春的なところも非常に多いというふうになっておりますが、もう少し熊本県教育委員会はスキンについて普及宣伝するようなことを考えて、具体的にいかがかという、これはもう提案というか要望しておきますな。

○溝口幸治委員長 非常に慎重に議論をしてほしいと思います。

ほかにございませんか。

○山口ゆたか副委員長 教育委員会の会議について、ちょっとお尋ねさせてください。

3ページになります。

議案の中身ですけれども、中段あたりから付された議案とか議決された議案、内容がありますけれども、まず、この教育政策及び教

育行政の基本方針というのは、2ページにある教育施策及び教育行政の基本方針と同じと考えていいんですか。2ページ(1)にありますよね。

○田中教育政策課長 ちょっとここは再確認いたしますけれども、たしかこれは——済みません、ちょっとそこは確認させてもらってよろしゅうございますか。

○溝口幸治委員長 はい、じゃあ確認してください。

○山口ゆたか副委員長 続いて、また下段ですが、先ほどから、家庭教育とか大西先生の御意見でもありましたけれども、指導、助言とかいう形で言われておりますが、この議案の中で市町村教育委員会に対する是正要求等というのがありますけれども、今回23年度はゼロ件というふうに記載されておりますが、今まで、この是正要求等がなされた、議決をしたというのは、県教育委員会としてはあるのでしょうか。

○溝口幸治委員長 わからないなら、後で調べてからでも結構ですよ。

○山口ゆたか副委員長 後でも結構です。

○田中教育政策課長 この点検、評価を始めてからありません。

○山口ゆたか副委員長 過去あったときはちょっと教えてください。

次、5ページをちょっとお願いします。

教育委員の皆様、積極的に学校訪問に出向いておられます。23年度訪問された先を見ますと、特別支援学校とか特別支援学級、特にこのあたりを中心的に回っておられるなということでもあります。

推進上の課題等でもありますが、この学校訪問を踏まえて、審議とか会議の実績等々でも報告されておりますが、反映されてるんだろうなというのは、ちょっと説明資料から推察はできます。

そしてまた、皆さんが概要版とかインターネットで広報されておりますけれども、それも見させていただいて、詳細は確認できませんが、概要としては捉えることができたんですが、教育委員会として、その年に、例えばこの年であったら特別支援学校のことを中心に取り扱われたのではないかというふうに推察できるんですが、例えば推進上の課題等でも、その時々課題を捉えた学校訪問とか、速やかに課題に対応する必要がある等々書いてあるんですが、教育委員会のその年行うという課題をどうやって拾い上げて、教育委員が抱えておられる課題をどう拾い上げて教育委員会の審議に結びつけておられるのかというのがちょっと見えづらいので、そういったところをより具体的にもうちょっと報告等々で盛り込んでいけないのかなというのを、個人的に報告書のあり方としてちょっと提言したいなというふうに感じているんですが、皆さんにおかれては、どのように感じておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○田中教育政策課長 今回、点検評価報告書の5ページの活動の詳細の中に学校訪問、意見交換、周年行事、卒業式とかいろいろありますけれども、その下に、⑥として、個別課題の検討等という形で入れております。今回、ちょっとこのような形でしか整理はしておりませんが、そのほか、先ほど私の説明の中で申し上げましたけれども、4ページの④の実績のところの会議の開催の下の勉強会の開催というところにちょっと入れております。

このようなテーマを、これにつきまして

は、私たちのほうから委員の皆様にご意見をいただきたいテーマでございますとか、逆に委員の皆様から、この件については検討したいという提案等ございますので、このようなテーマでもってやっているという形で、点検評価報告書上はこのあたりに整理をさせていただいたところがございます。

○山口ゆたか副委員長 詳細は、最終的に1階に行って議事録を見てくれというのが皆さんのあれでしょうけれども、実際教育委員会という役割がやっぱり明確になるというか、教育委員会ではこのような論議がなされて、結果としてさまざま施策につながっていくというのはもう理解してるんですが、もうちょっと詳細に見えたほうが教育委員会の役割というのが明確になるんじゃないかなという気がします。

そういった意味で、今後検討していただく課題の一つとして取り上げてもらえばいいなと思うんですけども——確かにいろんな議論をされて、なされているのは、きのう終日確認させていただいて大分理解することはできたんですけども、やっぱり我々が日ごろの政治活動を通じて感じておるのは、教育委員会、事務局も含めてですが、さまざまな施策や方向性を示しながら教育行政を進められると思っているんですけども、なかなか、学校現場に行くと、そことの何かこう距離感というか、意識の違いというか、そういったものを、そういった政治活動の中で、例えば保護者の意見を通じて聞くことが多いので、もうちょっとすっきりというか、何かこう皆さんにもはっきりとそう説明できるような、教育委員会が考える熊本の教育のあり方はどうなんだこうなんだと明確になったほうが、今後の教育行政としてはいいのではないかという個人的な意見も、思いもありまして、きょうの質問をさせていただいたわけですけども、今後の進め方の検討の材料として考えて

いただければと思っております。

以上です。

○溝口幸治委員長 御意見ということで、はい。

○大西一史委員 25ページ、読書活動の推進というところですか。これは社会教育課になるのかな。

図書館づくりプランナー事業とか、読書応援ボランティア養成講座とか、いろいろ事業をそれぞれやられていて、熊本県においては、これ指標で、23ページで見れば、平成25年度に90%の目標達成しようと、児童生徒の1カ月の読書冊数ですよ。現状が88.6ということで、一応これで見るとは順調に推移していますよというような話なんですけど、やっぱりこれ市町村の子ども読書推進計画が実際に策定済みなのは45のうちの39ということで、まだ未策定のところが6町村あるというふうに思いますけれども、これはどうなんですかね、大体もう平成25年度ぐらいまでには全市町村で策定されるというふうに考えていいんでしょうかね。

○石川社会教育課長 今回の市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況ですけれども、未策定の6町村については、状況は私たちのほうで日々確認しているところがございます、ヒアリングを先日もしたところ、そのうち3町村はもうかなり具体的に策定作業を進めている最中がございます、今年度中ぐらいが見込めるかなというふうに思っております。

そのほかの3町村についても、策定するか否かについては検討中とは言っていたらいいと思っております、全く策定する気はないとは言っておりませんので、引き続き、既にほかの町村でつくったものがありますので、そういった情報提供を通じて、こういったものを参考

にしながらつくったらどうでしょうかということのを促していきたいと思っております。

○大西一史委員 大体87%近くが一応策定済みということだから、随分達成していると思いますが、これは早晚全市町村が策定すると思うんですが、問題はそこから先ですよ。いかに子供たちが読書をするという習慣をやっぴり身につけるかどうかということだろうと思います。

そういう意味で、その図書館づくりプランナー事業というのはずっと23年度までやってきて、結構な予算をつけて、これは国からの予算もあってやってきたんだろうと思いますが、予算の関係もあって、去年で終わって、それは165校に今まで派遣をされたということなんですが、今後は、学校図書館デザインサポート事業というようなことで、また衣がえをして、予算は随分下がりましたけれども、やっていくというような方向になった。

私は、このプランナーの方々にちょっと話を聞いてみたんですね。実際ヒアリングを試みたら、やっぱり本というのは、ただ図書館に置いとくやいいというものじゃなくて、やっぱりタイムリーなというか、その学習内容に応じたものをきちっとそろえてなきゃいけない。そういう意味では、まだまだ熊本県というのは現場では見直す必要があるだろうというような話がありました。

例えば、この前話題が出ましたけれども、領土問題なんかの話なんかにしても、そういった最新のいろんな議論ですよ。これは両論いろいろあると思いますが、歴史的な経緯を子供が自主的に調べるような環境があるかといったら、なかなかやっぱりそういう書物が今そろっている状況にないんじゃないかな。やっぱり私は読む習慣をつける時期というものもあると思いますし、あるいは中学生、高校生ぐらいになると、そういった時事問題であるとか、そういった今話題になっている

ものをしっかり読ませるといようなですね。

やっぱりそういう意味では、学校図書館というのは、ただ本を置いとくんじゃなくて、やっぱり戦略的にといのかな、効果的に考えていかなきゃいけないというふうに思うんですよ。その辺がやっぱりまだまだちょっと不十分じゃないかなという感じがするんですが、その辺の認識はいかがですかね。

○石川社会教育課長 大西先生も御指摘のとおりですが、学校図書館は、子供の読書活動を習慣づけるという意味では、やはり学校図書館がいかに使いやすいものになっているか、いかに魅力的なものになっているかというのは大変大事なことだと思っております。また、その点については、まだ課題があると思っております。数字的なことを申せば、例えば標準図書を入れているかとか、あるいはちゃんと司書を配置しているかというところで、まだまだ熊本県というのは不十分なところはあります。

そういったものを補完する形で、平成23年度まで3年間、大西先生も御指摘していただいたプランナー事業というのをやっていったんですけども、1つは予算的な問題があったということと、それから、3年間やってある程度蓄積ができて、私たちとしてもいろいろ事例集もできたということで、今年度から少し衣がえをしまして、学校図書館デザインサポート事業という形でやっているんですが、こちらについても既に事業の準備ができた7月からの7、8、9で60校に今訪問しておりまして、やはりそういった事業への期待という面からも、市町村の学校図書館をもっと整備したい、魅力的なものにしたいんですけども、なかなかそっちに人手とかが回らないという現状があるのかと思っておりますので、県としましても、例えばこのサポート事業を通じて、引き続き市町村の学校図書館の

環境改善というのは進めていきたいというふうに思っています。

○大西一史委員 今申し上げたように、やっぱりどうしてもなかなかまだ不十分な点がやっぱり大分現場ではあるというふうな認識はそれぞれお持ちだと思います。予算の関係はあると思いますけれども、こういったところにお金をかけて私はいいと思うんですね。国からのお金が出るとか云々じゃなくて、この前、例えば日本列島の地図でちゃんと領土がきちっと入ったものという話が委員長のほうからも御提案あったけれども、例えばそういう、何というかな、きちんとした教育をするためのやっぱり教材であるとか材料図書であるとか、そういったものをしっかりそろえる環境というのがあって初めて先生たちも指導がしやすくなるんじゃないかというふうに思いますので、その点は、ぜひ今後来年度に向けて力を入れていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○溝口幸治委員長 図書館にも地図張りましょう。

○橋口海平委員 まず、この教育委員会の委員なんですけど、こう見ると熊本市の方ばかりいます。さまざまな議員の先生と話すとき、高校再編の問題や通学路などの問題でも全く違うといいますか、考え方が違ったりします。もっと地域的にもバランスよく選任というか選ぶべきじゃないかと思うのですが、いかがですか。

それと、私、この方々と話したこともなくて、どういふ方かもわからないので、この委員会メンバーと懇談の場を設けるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○田中教育政策課長 教育委員の任命の関係

でございますけれども、教育委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で要件が一応定められておまして、年齢でございますとか、人格高潔とか、保護者委員とか、そういうのがございます。

そのような中で、先ほど言われた地域性の観点は、要件上はございませんけれども、ある程度そこは考慮には入れたいというところで考えてはおるところでございます。

それとあと、教育委員と文教治安委員会の意見交換会という御提案がございましたけれども、意見交換会、教育委員の皆さんもいろんな形で意見交換をやっております。

今回は、ことしの場合には、市町村教育委員会ですとか、他県の方とか、あと知事とかやっていただいておりますけれども、文教治安常任委員会の皆様との意見交換会というのも可能だと思っておりますので、そのあたり御要望等あわせてあれば調整をさせていただければと考えております。

○溝口幸治委員長 今、教育委員の皆さん方との意見交換とおっしゃいましたので、正式に文教治安委員会と教育委員の皆様方との意見交換を年内12月議会の前ぐらいまでに一応調整させていただいてよろしいですか、先生方——はい。じゃあ、それはぜひ実施をさせていただきたいというふうに思います。

○小杉直委員 最後に、1つあります。俺が最後で決めるわけじゃなかばってん、私の質問の最後。

新教育長にお尋ねですが、今まで、この資料に基づいていろんな意見が出て、山本委員あたりからは、教師の一面を批判される話もございましたが、我々の時代と違って、今は非常に教育する側は難しいと思うとですたいね。教育者は一生懸命教育しようとするのに、教育を受ける側が学ぼうという姿勢が以前から比べると足りない。少し強い教育をす

れば、今度は親が文句を言ってくるというように、非常に現場の教師の皆さんも教育委員会も苦勞されておるし、現場の先生の話の聞くと、1人のときにはよく言うことを聞き入れても3人寄れば人格が変わってしまう生徒が多いという話も聞きます。

そこで、やっぱり一番大事なことは、教師が、さっきの話になりますと聖職であるし、市民のお手本でなからんといかぬわけですが、教師の威厳といいますかな、誇りといいますか、そういうことについての基本的な考え方というのは、教育長はどうお持ちですかね。

○田崎教育長 非常に難しい御質問をいただいたという気がしておりますけれども、基本的には、私としては、やはり教員は、先生今おっしゃったように、聖職というか、そういう県民、市民の手本になるようなことでなければいけないというふうに私も思っております。

今教育の現場でいろんな課題を抱えて、やはりいろんな問題が起こっておりますのは、以前の師弟関係といいますか、教員と子供たちの関係が、やはりある意味少しフラットになっているというか、友達関係のような形になっている中にいろんな問題も起こっているのではないかなというふうに思っております。

ですから、教員としては、やはりそういう、どうあるべきかということをお子たちに教えていくという、やっちはいけないこと、守らなければいけないこと、そういうことはしっかり教えていかなければいけない。やはりその前提には、そういうふうなことができるように手本になる。やっぱり自分がそういうことでなければ、例えば弱い者いじめはしてはいけないとか、うそを言うてはいけないとか、そういうことが言えなくなりますので、私は、基本的にはやはりそういう姿勢と

いうのを教員は持つべきであるし、そうあってほしいというふうに思っております。

○小杉直委員 なるほど、やっぱりおっしゃったように、教師と児童生徒が友達のような関係というのが最近は見受けられる中で、いい意味で教師は上位であるべきだという姿勢というんですか、そういう心構えが要するというふうなお話ですか。

非常に私もそれには同感いたしますので、そういう方針でひとつやっていっていただきたいと思いますが、あとは、今度は要望を1点だけ。

いじめの問題も、前回の委員会でも話があって、今回もこうあっておりますが、やっぱりいじめに対しては、必要最小限度の実力行使といいますか、そういうことまで踏み込んで検討していただきたいなど。萎縮したり遠慮したりすることによって、ますますいじめというものは増長したり、あるいはふえるという傾向にありますので、学校の先生方の必要最小限度の実力行使——実力行使もいろいろありますね。もう少し積極的に入り込んでいって体でとめるとか、あるいは体罰は禁止ですけれども愛のむちを復活させるとか、そういうふうなことも検討の中に入れていただければありがたいなと私は思っているところでございます。

以上です。

○田中教育政策課長 先ほど副委員長から質問がございまして答えられなかった3ページの議案の教育政策及び教育行政の基本方針の1件は何だという点でございましてけれども、これにつきましては、熊本県スポーツ振興計画、これを議案として取り上げましたので、これをこの教育行政の基本方針として整理しているところでございます。

以上です。

○溝口幸治委員長 いいですか、あと。

それでは、質疑が終わりましたので、ちょっと私のほうからまとめさせていただきますが、せっかくきょう別日に設けて、まだ責任ある立場の方でお二人ほど発言もありませんので、その方にも質問しながら——きょう報告をいただいて今議論をいたしました点検及び評価報告書、やっぱりこれを形骸化してはいかぬというふうに思っています。

そこで、松永局長が多分これの取りまとめの担当ですかね。という中で、今の議論を聞きながら、まだ工夫、改善できるところがあるんじゃないかなと私も感じましたが、そのあたりについて、どうお感じになったのか。

○松永教育総務局長 この点検及び評価につきましては、確かに昨年、一昨年と同じ手法で今回も取りまとめたということで、やはりそのあたりまだまだ改善の余地があると本当に感じました。まとめ方、その他、今後また理事や教育長とも十分相談しながら、どのようにしたら一番点検、評価として、よりこれからの教育政策に反映できるか、もっといろんな工夫をしていきたいと本当に思っているところでございます。

○溝口幸治委員長 それでは、松葉理事にお尋ねをいたしますが、きょう、これをつくる段階では、つくる段階というか、松葉理事は4月からですから、もうほとんどこういうことをやるというのは決まった後で来られたと思いますが、この中を見て、私が冒頭、推進委員の評価で大丈夫なのかとかいうようなお話をしましたが、ことしはことしで、こういうやり方ですからしょうがないと思いますが、そこに一工夫も二工夫も要るのかなと実は思ったのが——私も松葉理事も昨年は厚生常任委員会に所属をしております、厚生常任委員会と連携する事業というのは結構あるんですね。例えば、体育保健課のフッ化物洗

口の話。

これ推進委員のほうでは、この報告書によれば全く触れられておりません。さらに言うと、特別支援教育の充実のテーマでいくと、これ推進委員の意見、なしなんです。

実は、この特別支援教育というのは、厚生常任委員会で行くと、障害の話から発達障害からさまざまに議論を重ねて、県議会でも必ずどなたか質問するというぐらい今重要なテーマなんです。そこの、推進委員の方の意見が、この報告書によればなしということで、先ほどの性教育も含め、そしてきょう議論の中心であった家庭教育も含め、やっぱりそういった視点の方々にもっと評価をいただきたいなというふうに私は実は感じました。

来年に向けて、そういったものも踏まえて、もちろん教育行政に第一義的にきちっと携わっている方が大事なのだと思いますが、そういう福祉政策もわかる——県全体でいくと、その障害者のことや特別支援教育って、別に教育委員会だけがやっていることじゃないので、県の行政全般もわかる、そういった福祉の政策、教育委員会と連携しているものも非常に詳しい、そういった方々にも、ぜひ評価をいただきたいというかコメントをいただきたいというような感じを私は持っているわけですが、そのあたりも踏まえて、松葉理事の来年に向けた感想とか、きょうの議論も含めた感想があったらお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○松葉教育理事 今委員長からお話がありましたように、昨年度健康福祉部におりましたように、委員長と一緒に仕事をさせていただいたわけでありまして、まず1点、ここに書いてある推進委員会からの意見の中にフッ化物等が入っていないということでありましたけれども、フッ化物等の発言はありました。安全性をもっと広く広報してくれとか、そういう意見はありましたけれども、この中に全

部載せるわけにはいかないのでカットしてあるということだろうと思いますので、あります。

それから、特別支援教育について発言あったかどうか、ちょっと覚えておりませんけれども、フッ化物についてはありました。

それから、おっしゃるように、教育委員会は、健康福祉部あるいはほかの各部局とも一生懸命連携してやっていくべきだと私もよく思っております。フッ化物、それから支援教育についても、逐一委員長にお話ししているかどうかは別として、非常に障がい者支援課とか健康づくり推進課とか連携をしてやっております、今。

結果的に、フッ化物のやつがなかなか進まないですけれども、少しずつやっていますし、これからは、各学校狙いを定めて、こういうところが足りないからと個別攻撃でいこうというふうに思っておりますので、また成果が出てくるだろうと思います。

そういうのはありますけれども、委員長がおっしゃったように、各部との連携は大変大切でありますので、これからも進めていきたいと思っておりますし、また、そういうことに詳しい方の御意見も伺っていきたいというふうに思います。

この教育プランは、県の計画、教育委員会の計画ではありません。各部局も入っているし、専門家の方も県全体の視点から入られている方がおりますので、人選等はともかくとして、いろんなたくさんの方の意見を聞きながらやっていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○溝口幸治委員長 ぜひ、この学識経験者とか、有識者の方々の人選も常にやっぱり意識をしながらやっていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了

いたしました。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長